

久留米広域合併協議会

第10回会議録

於 久留米リサーチセンタービル 展示場

平成15年10月18日(土)

久留米広域合併協議会第10回会議録

平成15年10月18日(土)

15時00分開会

久留米リサーチセンター 展示場

○出席委員(33名)

久留米市

江 藤 守 國 会長
川 地 東洋男 委員
十 中 大 雅 委員
前 川 博 委員
今 村 信 義 委員
古 賀 喜美子 委員
岩 辺 康 平 委員

城島町

佐 藤 利 幸 委員(副会長)
宮 田 康 敏 委員
中 島 昌 明 委員
今 村 新 委員
中 島 宏 輔 委員
平 田 正 委員
市 川 範 子 委員

田主丸町

馬 田 博 委員(副会長)
長 淵 勇 委員
別 府 好 幸 委員
古 賀 正 邦 委員
清 水 公 子 委員
松 下 幸 嗣 委員
三 浦 俊 明 委員

三潁町

砂 山 惣 吉 委員(副会長)
新 山 正 英 委員
田 中 義 一 委員
寺 島 廣 記 委員
富 松 章 子 委員
富 松 茂 治 委員

北野町

秋 吉 喜一郎 委員(副会長)
檜 原 政 則 委員
深 町 英 俊 委員
田 中 和 義 委員
谷 口 邦 博 委員
益 永 工三子 委員
澤 水 正 義 委員

○欠席委員(1名)

三潁町

内 田 満 委員

久留米広域合併協議会（第10回）次第

開催日時：平成15年10月18日(土)

15時00分～

場 所：久留米リサーチセンター

1. 開 会

2. 報告事項

- (1) 報告第15号 第9回協議会以降の協議会活動について

3. 協議事項

- (1) 第15号議案 合併の方式について
- (2) 第17号議案 地域審議会の取扱いについて
- (3) 第18号議案 農林水産関係事業の取扱いについて
- (4) 第19号議案 商工・観光関係事業の取扱いについて
- (5) 第20号議案 新市の名称について
- (6) 第21号議案 新市の事務所の位置について
- (7) 第22号議案 町名・字名の取扱いについて
- (8) 第23号議案 一般職の職員の身分の取扱いについて
- (9) 第24号議案 特別職の身分の取扱いについて
- (10) 第25号議案 条例、規則等の取扱いについて
- (11) 第26号議案 国際交流事業、姉妹都市の取扱いについて
- (12) 第27号議案 道路事業に関する取扱いについて
- (13) 第28号議案 公共交通に関する取扱いについて
- (14) 第29号議案 土地利用に関する取扱いについて
- (15) 第30号議案 学校教育事業・通学区域の取扱いについて
- (16) 第31号議案 社会教育事業の取扱いについて

4. その 他

5. 閉 会

久留米広域合併協議会（第10回）

（午後3時00分 開会）

議長（江藤守國君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、久留米広域合併協議会第10回会議を開催させていただきます。本日の会議は、配布をいたしております協議会次第のとおり進めさせていただきたいと思えます。

協定項目につきまして多数の項目の協議並びに提案となっておりますので、委員の皆様、よろしくお願ひしたいと思えます。

まず最初に、三潯町におかれましては、先の町議会議員の選挙後、協議会委員の変更がっておりますので、新しい委員さんをご紹介したいと存じます。

三潯町議会議員の新山正英委員さんでございます。

委員（新山正英君） 新山でございます。よろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

議長（江藤守國君） ありがとうございます。新山委員さんには、広域合併の実現に向けた積極的な活動をどうぞよろしくお願ひいたします。

なお、机の上に委嘱状を用意させていただいておりますので、お願ひいたします。

それではまず、会議録署名委員の指名をさせていただきます。

本日は、城島町の中島宏輔委員さん、三潯町の寺島廣記委員さんにお願ひしたいと存じます。後日、会議録が調製できましたら、よろしくお願ひいたします。

本日の会議の傍聴についてお知らせいたします。

定員12名に対し先着順により5名の傍聴を許可しております。

それでは委員の皆さんの出席状況について事務局より報告をお願いします。

事務局（田中） 事務局の田中でございます。

本日の委員の皆さんの出席状況につきましては、委員34名中33名がご出席でございます。定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長（江藤守國君） 次に、資料の確認をさせていただきます。

資料といたしましては、協議会次第、それから席次表、第10回会議議案等、今後の協議

会開催日程(案)の4つでございますが、お手元でございますでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

なお、本日の協議会では、第8回及び第9回協議会の資料が関連いたしますが、もし今日お持ちでない方につきましては、事務局にお申し出いただきたいと思っております。

それではまず、第9回合併協議会におきまして正副会長一任とさせていただきます、新市建設計画の本論第2章第5節の地区整備の基本方針の記述内容についてでございますが、私ども正副会長で協議・調整を再度行いました結果、4地区の各々の特性を生かしながら対等な地区整備を進めることを1市4町首長で再確認した上、前回提案したとおりの記述のままをお願いしたいということで合意いたしておりますので、ご報告をさせていただきます。

それでは報告事項に入ります。

まず、報告第15号、第9回協議会以降の協議会活動について事務局より報告をお願いします。

事務局(田中) お手元の議案等の第1ページ、2ページでございます。

報告第15号

第9回協議会以降の協議会活動について

第9回協議会以降の協議会活動について、別紙のとおり報告する。

平成15年10月18日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

2ページをお開きください。

協議会の活動につきまして、まず小委員会活動についてでございますが、9月27日、「議員の定数及び任期に関する小委員会」の第4回会議が開催されました。小委員会では、在任特例を適用するという方向性が確認されました。定数特例の取扱いにつきましては継続協議とし、さらに協議を深めることとなっております。

次に、会議といたしまして、10月14日、合併協議会の第10回幹事会を開催いたしまして、本日提案の合併協定項目議案及び協議会の開催要領等などについてご審議いただきました。

次に、専門部会、分科会活動についてでございます。

現在の状況でございますが、合併協定項目ごとの調整方針(案)の作成を行っておりまして、今回第10回協議会に提案いたします合併協定項目に関しまして4部会、すなわち都市産業部会、総合調整部会、総務部会、教育文化部会が開催されました。

また、引き続きシステムワーキンググループでは、合併後のシステム統合に関する協議を行っているところでございます。

以下、9月17日、財政調整ワーキンググループ、ネットワークワーキンググループから10月14日に開催されました教育文化部会までの一覧を記載しております。

4部会、12分科会、20ワーキンググループが開催されたところでございます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（江藤守國君） 事務局より第9回協議会以降の協議会活動についてご報告をいたしました。委員の皆様、ご質問はございませんでしょうか。

なお、ご発言に際しましては、市・町名並びにお名前をおっしゃっていただいた上でご発言をいただきますよう、お願いいたします。

よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） それでは報告事項を終わりにして、次の協議事項に入ります。

まず第15号議案 地方税の取扱いについてを議題といたします。

この件に関しましては、前回の協議会におきまして、1市4町の不納欠損処分状況の資料、及び事業所税についての説明資料の要求がございました。

また一方では、この地方税の取扱いにつきましては、国民健康保険事業の取り扱いや行政区の取り扱いなどとあわせて協議したいというご意見も出てございました。したがって、本日は追加資料の説明と、その資料に対しますご質疑までにとどめまして、この2つの協定項目が協議されるまでは継続協議とさせていただきたいと思いますが、このような取扱いでよろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） ありがとうございます。そのように取扱いをさせていただきます。

それでは生活環境部会より追加資料の説明をお願いします。

生活環境部会（別府）生活環境部会長の別府と申します。

前回の協議会で委員より要請がございました地方税の不納欠損処分及び事業所税について資料を作成いたしましたので、ご説明いたします。

まず、3ページをお願いいたします。

最初に、1市4町におきます地方税の不納欠損処分についてご説明を申し上げます。

各市町村では、地方税の収納率向上のために、いろいろな徴収努力をいたしております。しかし、滞納者の中には、各々の事情によりまして納付ができない場合も多々あるわけでございます。例えば、営業不振によります事業倒産の場合でありますとか、病気等により仕事が長期間できない場合、それと差し押さえをするにも差し押さえをする財産がない場合など、いろいろなケースがございます。そして、そのような状態が一定期間継続し、いわゆる時効に至ったときに、地方税の徴収権を消滅させる措置、これが不納欠損処分でございます。

その1市4町の不納欠損処分額がどれくらいかを資料に載せております。資料は、12年度から14年度分までの3カ年分を表示いたしております。

なお、久留米市の場合、まだ決算審査が終了しておりませんので、見込みということをお願いいたしたいと思っております。

また、括弧内の数値は滞納繰越額、これは当該年度に未納のまま翌年度以降に繰り越した額の累計の額でございます。

この滞納繰越額のうち、どれくらいの割合が不納欠損処分されているかを表すために、額が多い久留米市と4町全体の各年度の滞納繰越額との割合を表示いたしております。以上が、不納欠損処分についての追加資料の説明でございます。

続きまして、事業所税についてご説明を申し上げたいと思っております。

資料の4ページ、5ページが対象になっておりますが、4ページの方をお願いいたします。

まず、事業所税の目的でございますが、都市には人口及び企業が集中いたしまして、上下水道、それから公園、学校、図書館などの都市基盤の整備を要する都市特有の財政需要が多く存在しております。

そこで、都市の自主財源を充実させる見地から、行政サービス提供と企業活動との受益関係に着目をいたしまして、人口30万以上の都市等に所在する事務所・事業所に対し、負担

を求めるといふ趣旨で事業所税が設けられております。

この税は、先ほど申し上げましたように、都市環境の整備及び改善に要する費用に充てられます、いわゆる目的税でございます。

根拠法といたしましては、地方税法第5条第5項に、指定都市等は目的税として事業所税を課するものとするというふうに定められております。人口30万以上の都市は、事業所税を課さねばならないというような規定になっております。

また、701条の第30項以下に、事業所税の各項目が規定をされております。

次に、事業所税の使途でございますが、事業所税は先ほど申し上げましたように目的税でございますので、地方税法において(1)の道路、それから都市高速鉄道、そして駐車場その他の交通施設の整備事業をはじめとして、9項目について定めがなされております。次に、5ページをお願いいたします。

3の納税義務者でございますが、納税義務者は、事業所などにおいて事業を行う法人または個人となっております。

次に、4の課税標準でございますが、課税標準は、資産割と従業員割の2種類となっております。

資産割につきましては、事業所用家屋の床面積、1平米につき600円となっております。1,000平米以下は免税というようなことになっております。ちなみに、床面積が1,001平米の事業所の税額につきましては、資産割額が1平米につき600円でございますので、60万600円というふうになります。

それから事業所用家屋の面積は、自己の所有の有無にかかわらずとなっております、借家の場合も課税の対象になるというふうになっております。

次に、従業員割でございますが、従業員割は従業者給与総額の0.25%となっております。従業者が100人以下は免税というふうになっております。

また、この場合、障害者、それから60歳以上の従業者及びパートタイマーは除くというふうになっております。

それから役員は従業者として取り扱うとなっております。ちなみに、従業員101名の事業所で、久留米市が行いました平成14年度の市内の賃金実態調査の平均値で計算いたして

みますと、93万5,000円になります。両方該当しておれば、153万5,600円というふうになります。

なお、事務所が市内に複数存在する場合、これは床面積及び従業者割ともに合算をすることになっております。また、資産割もしくは事業者割のどちらか一方だけが課税になるという場合もございます。

次に、非課税及び課税標準の特例でございますが、事業所税には地方税法上で非課税になるものとしたしまして、国及び公共法人、公益法人、公共性が高く都市機能上必要とされる施設、それから中小企業の高度化のための施設など、40項目が非課税ということで挙げられております。

幾つかの具体例を挙げてみますと、公共的なものとしては、代表的なものとして学校、それから福祉関係では老人ホーム、それから保育所など。また、農作業をはじめとする農業生産の用に供する一定の施設も非課税というふうになっております。

次に、課税標準の特例でございますが、これはいわゆる減額措置でございますが、協同組合等、国が施設として奨励するもの。広大な面積を有することが不可欠な業種のもの、そういうもの等約21項目が挙げられています。

具体的に申し上げますと、協同組合関係といたしましては農協、それから信用金庫などが資産割・従業者割が2分の1の控除。

それからホテル・旅館業の用に供する施設で、一定の施設が資産割2分の1の控除。

それからみそ・しょうゆ・酒等の製造施設の一定部分は資産割4分の3の控除というように、定めがなされております。

次に、納付の方法でございますが、納付の方法は、申告納付というふうになっております。

納期でございます。納期につきましては、法人については事業年度終了の日から2カ月以内。個人につきましては、翌年度の3月15日までというふうになっております。

最後に、合併に伴う取扱いでございますけれども、市町村の合併の特例に関する法律第10条第2項で、合併により新たに30万以上の市となった場合における当該市に対する事業所税の課税団体の指定は、合併の日から5年間行わないというふうになっております。したがって、合併の日から5年間行われなくても、合併から5年後に、政令で課

税団体として指定された後に課税を開始するというふうに決められております。以上でございます。

議長（江藤守國君） はい、追加資料の説明は終わりましたが、この資料に関しまして何かご質問がございますでしょうか。

なお、前回までの議案資料等は、第8回協議会議案等の46から52ページ、第9回協議会議案等の3ページから5ページになっております。

はい、どうぞ。

委員（中島宏輔君） 城島町の中島でございますが、2つほどちょっとわからない点がありましたのでお尋ねいたしますが。

事業所税の中で、資産割のところ床面積というのがありますが、これはあくまでも延べじゃなくて、床面積という形で考えてよろしいのでしょうか。

それともう1つは、床面積及び従業員割ですか、資産割と従業員割が両方かかるという形で、1つはちょっと私今聞いたような気がしますが。

それともう1つ、その下には、どちらか一方だけの課税になる場合もあるという形で、基本的には両方かかるということで理解すべきことでしょうか。

議長（江藤守國君） はい、では事務局から答えてください。

生活環境部会（荒牧） 税務分科会の荒牧でございます。

家屋の床面積は、総延べ面積でございます。

それともう一方の資産割と従業員、どちらか片方がかかるということですけど、これは両方該当すれば両方ともかかるし、片方だけ該当の場合は片方という形でございます。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（中島宏輔君） 床面積の場合、資産割の場合は、延べ面積という形で考えるべきですか。

生活環境部会（荒牧） はい、延べです。

委員（中島宏輔君） はい、分かりました。

議長（江藤守國君） よろしゅうございますか。

ほかにごございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（深町英俊君） 北野町の深町と言います。

ちょっと今農業協同組合等の資産割については、軽減措置で2分の1ということで今報告されましたが、これは個人的にガラスハウスですね、これがガラスハウスが大きい方は1,000坪近くされておられるわけですね、合計すればですね。その点について何か非課税ということを私は確認しておりましたが、どうも今の話じゃ2分の1の軽減措置というふうな話のようでございますが、その点についてはどういうふうになっておりますか。

生活環境部会（荒牧） 荒牧でございます。

農業生産設備、ガラスハウスにつきましては、非課税に該当いたします。

ただ、農協とか協同組合の場合が課税の特例ということで2分の1、そういうふうな形になっております。

議長（江藤守國君） よろしゅうございますか。

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（松下幸嗣君） 田主丸の松下でございます。

この不納欠損のところですが、国民健康保険税の料は除くということで、この資料には入っていないと思いますので質問しますが、同じ事業をやっておりますので、これを省いた数字が出てきたら、かなり数字が違うようになるんじゃないかということが1つです。金額がわかれば、教えていただいたらありがたいと思います。

それから何でかと言いますと、これ私の町でも自主財源の中の健康保険税は3分の1近くなるんじゃないかという気がしておりますので、お尋ねしているわけでございます。

それからこれは不納欠損処理をした部分の金額かと思いますが、滞納額やらもいっぱいあると思うわけですね。その辺の兼ね合いも出せるものなら一緒に出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（江藤守國君） はい、では事務局の方から回答をお願いします。

生活環境部会（別府） 保険税の内容につきましては、私たちの部会ではちょっと取り扱っておりませんので、ここの中には入っておりません。

ちょっと2番目のご質問が、聞き取りにくかったんですが。

委員（松下幸嗣君） それを私が知りたいのは、含めて出してもらわんとですね、同じ事業をしよるわけですね、国民健康保険にかかわる事業をやって、この資料には入っておるとこと入っておらんとことあると。資料にならんじゃないかという気がしておるから言っているんです。

議長（江藤守國君） これは国保関係は入っていないということですよ、一切。税も料も一切。国保関係は入ってないということですよ、両方。

委員（松下幸嗣君） ああ、入ってないんですか。

じゃ、これは不納欠損処分額ですね、処分した分を入れておるわけですね。そうですか。

議長（江藤守國君） はい、回答してください。

生活環境部会（別府） はい、これは不納欠損処分をされた分の保険税以外の分を出しております。

委員（松下幸嗣君） そうしたら、この処分をしたとことしてないところ、まあ北野さんがえらい少ないなという気がします。ほかのところはかなり多いんですが、処分をしてないのかなあというところですよ。だから資料としては、滞納額まで出していただければ、一目瞭然だなあということをおもっておりますので、その辺が出せるなら出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（江藤守國君） はい、事務局から。

生活環境部会（別府） 滞納額も必要で、出してほしいということであれば、次回になると思いますが、まとめをしたいと思っております。

委員（松下幸嗣君） お願いします。

議長（江藤守國君） ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

副会長（佐藤利幸君） 城島の佐藤でございます。事業所税の件で事務局に調査をお願いしたいということでございます。

今、事業所税について説明がありましたけれども、私たちの城島にも1,001平米以上が114棟ございます。久留米市の場合はもう相当な数だろうと思っておりますけれども、特に城

島あたりは木工関係で非常に構造的な不況の中での問題がございまして、固定資産税プラスこの事業所税ということで、非常に圧迫をしていくというような不安がものすごくこの事業所税にあるわけです。でも、これは避けて通れない問題ですから、ここでお願いなんですけれども、全国のそういったその30万以上でのそういった例がございましたら、どういうふうにそういったものの行政の説明責任を果たしてうまく合併ができたのかとか、そういった部分がございましたらひとつ調査をお願いしたいと思います。以上です。

議長（江藤守國君） はい、じゃ教えてください。

生活環境部会（別府） 事業所税の調査はもちろんやらなければならないと思いますが、先ほど申し上げましたように延べになっておりますので、例えば同じ会社が田主丸町にもあるし、久留米市にもあるし、三潴町にもあったという場合には、それぞれではかからないかもしれないかもしれませんが、3つ一緒になれば適用になりかかるといようなこともございますので、もちろん事業所税等の調査は今後その5年間の間には確実にやらなければならないと思います。

それからもう1つ、全国の状況につきましては、私どももできる限りの資料は取り寄せて調べてみたいと思います。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

副会長（佐藤利幸君） 城島の佐藤でございます。

問題はですね、この事業所税がいろいろその争点になって合併がうまくいかなくなるという不安なんです。ですから、ここをいかにうまく説明をしながら、これもう絶対30万以上であれば避けて通れない問題でございますので、その辺のテクニックと申しますか、納得の中でやっぱり合併を進めていくということが大変重要じゃないかという意味合いでの調査をお願いしたいということでございます。以上です。

議長（江藤守國君） じゃ、そういう趣旨で、事務局の方でしっかり調査をお願いします。

ほかにございませんでしょうか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

はい、それでは今日は質疑までということでございますので、第15号議案 地方税の取り扱いにつきましては継続協議といたします。

次に、第17号議案 地域審議会の取扱いについてを議題といたします。

この件に関しましては、前回提案いたしておりました項目でございます。早速ご協議をお願いいたします。

議案資料につきましては、前回第9回協議会議案等の11ページから14ページでございます。

何かご意見等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

副会長（佐藤利幸君） 城島の佐藤でございます。

副会長として、その提案する立場で意見を述べるのはいかなものかというふうに思うんですけども、この際、やっぱり合併して新市がスムーズに振興・発展するという観点から、このやはり地域審議会の重要性、特に久留米市を除く4町は周辺という立場から、地域審議会を設置するということで合意形成ができておりますし、これを再度認識を深めていくという点から意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

結論から申しまして、この第3条第2項の一般的・標準な条例文よりも、新たにこの2項が付加されて非常に充実した内容になっておりますけども、私はさらにこの地域審議会の位置づけ、これを格上げして、少なくとも意見を最大限に尊重することという部分をその文言を付加していただければというふうにお願いをするところでございます。

なぜかといいますと、この地域審議会が国において創設された意義はですね、やはり今までの合併の中で、その周辺がどうしても寂れるという不安、そういう不安があるとなかなか合併もスムーズに進まないという観点から、国が創設したという意義がございます。そういった部分は今までもしっかり受け継がれて、そういう不安がいっぱいあるわけです。地域審議会ができて、どれだけのその実行性があるかという、そういった否定的なものもいっぱい特に周辺部にはあるわけです。この辺をいかに説得していくかということが、スムーズな合併につながっていくんじゃないかなというふうに思うわけでございます。

そういうことから、もっとこの地域審議会を充実させて、格上げをさせていただきたいということでございまして、最大限尊重されるような文言を希望するということでございます。

そういう中で、今からの社会情勢は、この新市が示します新市の都市像の中にもありますように、一極集中型から多極分散型へ、あるいはネットワーク型からクラスター型への都市

形態の転換、そういう中での行財政経営の整備の中では、市民と行政の協働による行財政経営、あるいはコンパクトな行財政経営、まあ国が示しております、自民党が今提案しております小さな政府と、そういった行政と市民の役割を分担しながら、まちづくりをしようというふうな方針だというふうに理解をいたしております。

そういう中での新市、1市4町の新たなまちの中での経営というのは、そういったことで運営されると思いますけれども、やはりうまくいくために、当然、そういった地域の制度というのがもっともっと充実されなければならないと思いますし、こういった権限と機能を与えるかということも、まだまだ具体的に出されていない状況でもございます。

そういう中での地域審議会をもっと重要さを持たせるという部分での文言を付加していただきたい。当然これは不公平をなくすための1つの制度でございますので、当然信頼していかないわけではございませんけれども、うまくいけばこの機能はしなくてもいいわけでございますので、それはあくまでもリスクを担保するというような1つの制度という意味合いから、その辺の文言の付加をぜひともお願いをしたいというふうに思います。以上です。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ、事務局の方から言ってください。

事務局（荒木） 企画調整会議の荒木でございます。ただいま佐藤副会長の方からご提案がございました件ですが、佐藤副会長がおっしゃいましたとおりだろうと思っております。やはりこれからの都市づくりにあたりましては、おっしゃいますように多極分散型、特に地域へのきめ細かなサービス提供ができるような都市形態というものが求められているところでございます。その一環といたしまして地域審議会というものが位置付けられておりますので、そういう意味では佐藤副会長がおっしゃったとおりでございますが、ご存じのとおり地域審議会というものは、平成11年の合併特例法の改正によりまして、合併の推進策ということで、第5条の第4に追加規定されました制度でございます。

その法改正の趣旨といたしますのは、おっしゃいますように合併に伴う自治体の拡大によりまして、住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなる、そういうものを踏まえまして、そういう懸念に対処するために定められたものでございますので、地域審議会というものを尊重していくというのは当然でございます。

ただし、おっしゃいますように、地域審議会は地方自治法上の付属機関でございますので、

市長の諮問に対する答申、さらには意見を述べるなどの事務を担当し、市長は当然のごとく当該機関の位置付け、制度創設の趣旨を踏まえ、その答申並びには意見を尊重するという事は、当たり前でございます。

このような法解釈からいたしますと、そういうさらに付加してというご意見等もございませぬか分かりませんが、現在の提案させていただいております協議によりまして、整理させていただければと思っておりますのでございます。

なお、地域審議会でございますが、付属機関でございますので、第三者機関とは異なっておりますので、地方自治法にもありますように、そういう整理になっておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

また、参考でございますが、他の合併市町村の地域審議会等につきましても、調査させていただきましたところ、そのような形の条文・条項というのはございませぬので、そういう形で整理をさせていただければと思っております次第でございます。

議長（江藤守國君） 今、回答があったとおり、この答申が基本的なこの審議会の任務ということで、答申ということは当然尊重すると、基本的にはですね。そういう法の趣旨と、それにあわせて追加してこの2項で意見を述べることができるという条文になっておりますので、その意見もできる限り尊重するという、基本的にはまず法の、地方自治法というベースがありまして、それに則ってこの地域審議会をつくるということでございますので、佐藤町長が言われる趣旨は十分、それからこれは条例になるんですかね。

事務局（荒木） 条例でございます。

議長（江藤守國君） 新市では条例ですね。

事務局（荒木） はい。

議長（江藤守國君） 法と条例という形で運用をしていくということでの回答でございますが、皆さんからまたご意見があればよろしくお願いをしたいと思います。

はい、どうぞ。

委員（深町英俊君） 北野の深町ですが。

今先ほど文言の中に、何かするのが当たり前というような話がありましたが、この地域審議会というのにはどれだけの権限があるかですね。これはどうしてかといいますとですね、

これはここにおる各町にも恐らく条例をつくって、かくかくの行政改革審議会をやるといういろいろな審議会があると思います。しかし、それはなかなか答申されても意見が通らないというのが現況です。北野町では私はそう思っております。答申についても、なかなか言うたとおりにはならないような気がしてならないわけですが、その点について、その方が当たり前と言われますが、最終的には恐らく議会が、議会に諮って条例だから決まるわけですね。しかし、多勢に無勢という失礼でございますけど、まだ定数は決まっておりませんが、はっきり言いますと多勢に無勢で、なんば言いよつとかと、そう言われた場合に、場合ですね、どうされるのか、審議会にはどのような権限があるのか、それをお伺いします。

議長（江藤守國君） はい、じゃ回答をお願いします。

事務局（荒木） 深町委員のご意見、確かにそういう場面もあろうかと思いますが、先ほど申し上げましたのは、執行機関の付属機関ということでございまして、あくまでも首長の付属機関ということでございます。ですから、首長が当然ながらその意見、また答申には尊重するというのが当然であるということを申し上げたところでございまして、議会との権能とはまた異なったものであるというふうに理解しております。

議長（江藤守國君） はい。

委員（深町英俊君） 首長と言われましたが、これは合併をした後もずっと続くわけです。首長と言われますと、これは大体市長が1人残るわけですね。今の編入のやり方でいけば久留米市長が残るというようでございますが、うちの場合は、ご丁寧にありがとうございますけど、町長選挙の前に合併を決めていただいております。うちは後は首長はおらないわけですね。その点については私は一言あるわけです。もちろん、議会においても町長は知っておりますけど、新聞もにぎわっておりますので、いろいろ出ております、意見は。その点について私はもうちょっと北野は2月5日でしておりますので、うちは町長選挙はないわけですね。しかし、首長といっても、その今の町長が首長になるというのは、ちょっとおかしいような気がしてならないわけですが、それならば合併を遅らせていただいて、北野町は町長選挙をして、その町長が首長になってもらえば文句ないわけですね。その点について私どもちょっと明解に答弁をいただきたい。

議長（江藤守國君） ちょっとこれは地域審議会の設置に関する議論を今しておりますの

で、「首長と言われたから言っておるんです」と呼ぶ者あり)

これは新市になった後の審議会と、新市の長が諮問して、そしてこの審議会で答申していただく、そういうものでございまして、合併の期日の問題とはちょっと少し次元が異なると思いますが、いずれにいたしましても法の趣旨と、そしてこの条例と、これをしっかり運用しながら、現在の4町のエリアに審議会を設けて、そしてしっかり皆さん方のご意見をお伺いした答申を新市としても受けとめて尊重しながら、そしてまたそれを政策、あるいは新しい条例として新市の議会に提案していくと、そういう手順になってまいりますので、その取り決めをここでやろうということで前回ご提案し、皆さん方の合意を一応得ておったわけですが、新たにきちっとした条文としてここに掲げたわけですが、「いいですか、ちょっと」と呼ぶ者あり)

はい、どうぞ。

委員(深町英俊君) 今の首長と意見を言われたから言ってるんですよ。うちは首長、そのことになれば、市長と言われれば何もないですよ。首長と言われよったでしょうが、だから言ってるんです。

議長(江藤守國君) 新市の長となっておりますので、市長でございます。「それはちょっとあれだからですね」と呼ぶ者あり)

じゃ、それは訂正してください。

事務局(荒木) 前回の方で出しておりましたように、新市の長ということでございますので、私の説明の方が悪うございましたので、訂正させていただきたいと思えます。

副会長(佐藤利幸君) 地域審議会については執行部、執行機関の附属機関としてのその機能の問題ですから、法制上、付加することができないということであれば、原文のままです。

会長が先ほど申されましたように、制度上そういった文言が付加できないということですが、実質の部分でしっかり尊重をお願いしたいというふうに思います。

議長(江藤守國君) はい、分かりました。その趣旨をしっかりと呈していきたいと思えます。

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（松下幸嗣君） 田主丸の松下です。

私は、佐藤町長さんの意見に全く賛成でございまして、その3条の2項の述べることができるということになってますね。で、江藤市長さんはそういうことないと、大丈夫と思いますが、その次の市長さんになられた場合とかですね、考えたらちょっと心配でございまして、述べることができる。市長は尊重するというような文言が入れられるものならですね、入れてもらいたいなということでございます。以上です。

議長（江藤守國君） ほかにございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

松下委員のご発言もございまして、これは先ほど言いましたように、法の趣旨そのものですね、地域審議会の意見は尊重すると、基本ベースでございまして、そういう点でご了承をいただけたらと思います。

それではご意見も出尽くしたようでございますが、この調整内容とおりで承認したいと思います。よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） ありがとうございます。それでは第17号議案 地域審議会の取扱いについては、原案のとおり承認することといたします。

次に、第18号議案 農林水産関係事業の取扱いについてを議題といたします。

この件に関しましても前回提案をいたしておりました項目でございます。ご協議をお願いしたいと思います。

議案資料は、前回第9回協議会議案等の15ページから20ページとなっております。何かご意見等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員（宮田康敏君） 城島町の宮田でございます。

協定項目の調整内容に使われている用語の定義について質問をいたします。

16ページの調整内容の中に、(3)に、現行どおりとすると、(6)には、当分の間現行どおりとするということがありますが、我々が行う行政施策というものは、合併の日まで不変ということは考えられないわけですね。

1つは、例えばAという町が、現在行っている行政サービスより高い水準の行政サービスをする。また逆に、行政サービスを落とすという場合もありますが、そういう行政サービスを解したと仮定しますね、この場合、現行どおりという調整内容が保障される、また拘束される現行という時点は、どの時点を指すかということですね。

1つ考えられるのは、調整内容が承認された時点。2つ目に、合併協定書が調印された時点。3つ目に、合併の議決がなされた時点。4つ目に、合併の期日の前日。つまり平成17年の2月4日ですね。

現行どおりの現行とは、この4つの時点の中でどれをつかまて言うものかということをお聞きいたします。

次に、現行どおりという調整内容が意味するものは、合併後どのくらいの期間かということですね。合併後も永久的に現行どおりじゃないと思います。社会状況の変化などによって、当然現行どおりを変えざるを得ない場合もあります。しかしながら、この合併協定項目で表現してる現行どおりという現行制度の保障期間の期限ですね、共通理解をしていく必要が私はあると思うんですね。

私は、新市の建設計画の対象期間である10年間とっておりますが、そういう認識でよろしいでしょうか、この2つについて回答をお願いいたします。

議長（江藤守國君） はい、それでは事務局から回答をお願いします。

これは基本的なことでしょう。全般的なことですから、そういう趣旨で事務局お願いします。

事務局（稲富） 事務局の稲富でございます。

ただいまの現行どおりの現行はいつの時点かというようなご質問、これにつきましては合併の日の前の時点ということで理解していいんじゃないかと考えております。

それから2点目の現行どおりの保障期間はいつまでか、いわゆる建設計画が10年間だから、10年間と理解しているがというご質問でございますが、まずただいまおっしゃいました45項目の合併協定項目のうち、新市建設計画、これにつきましては国の財政支援等の関係によりまして、その計画期間を10年間と定めております。また地域審議会につきましては、ただいまご協議いただきましたように、その中で合併の日から平成27年3月31日

までの設置期間とするというふうな形で、協議いただいたところでございます。

これら協定項目の調整内容の中で、その期間の定めがあるもの、こういったものを除きまして、1市4町で協議された協定項目等の合意内容につきましては、合併後、基本的には新市において行政の継続性という観点から考えますと、新たな法制度、そういった変更や地域の意向、そういったものを踏まえまして、変更協議とか合意などがなされるまでの間につきましては継続されるものと、理解をいたしているところでございます。以上でございます。

議長（江藤守國君） よろしゅうございますか。

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

副会長（佐藤利幸君） 城島の佐藤でございます。副会長でまた発言させていただくのは非常に恐縮でございますけども、これもやっぱり後に悔いを残してはいけないという観点から、私は前向きの部分で発言させてもらいますので、ひとつよろしくお取り違いのないようお願いしたいと思います。

これは補助の問題を現行どおりというようなことでいくんですけども、例えば18ページ、19ページにあります、下流域と中流域の事業が非常に補助率が違うんですね。このままいくということで、新市の中でそのままやればですね、非常に事業そのものが中流と下流は違っていても、補助率が違うということで、非常に不公平を感じるんです。それぞれの町であればですね、例えば、三瀧・城島が8%、19ページのですね、相違点の中での差があるんですけども、8%から10%の差があるんです。新市になってもこのままということでいけばですね。非常に2%の部分で非常に不公平を感じられる方が多く出てくるんですね。こういう問題をどう解決していくのか。

あるいは、その下の城島・三瀧は実施していない3番の事業費の2分の1とか、もうばらばらなんですけども、現行どおりでいくと非常にこれは不公平感が出てきますし、またこの別の事業の例えば保育料の問題もわかりなんですね。じゃ均一にその調整をしていくという部分なのかどうなのかということもトータルして、こういう方向を定めないと、こっちはこっちのやり方、こっちはこっちのやり方となると、こればらばらになって、本当にこれは混乱すると思うんです。この辺をですね、やっぱりしっかり芯をつくった上で、公平な調整を

すべきではないかというふうに思うわけでございます。ひとつその辺どうなのか、基本的な考えをお願いしたいと思います。

議長（江藤守國君） はい、事務局の方から回答をお願いします。

都市産業部会（二宮） 農林水産分科会長の二宮でございます。

この国営事業関係、中流及び下流でございますけども、これにつきましては既に中流域につきましては事業は終わっておりますし、またそれに伴ってルール負担がございますし、そのルール負担に基づきまして農家の負担軽減を行っているところでございます。またその軽減の負担割合におきましても、事業量とか事業領域等につきましても、それぞれ町村で多少違いますけども、現在継続されておられる補助については、これは継続せざるを得ないということでございます。

それから下流につきましては、まだ終わっておりませんが、ただ城島さんにつきましては、部特の部分につきましては現在継続されておまして、その分については継続したとこの負担ということであるかと思えます。

それから今後新たにこういう国営なり、あるいは県営なり、そういう事業が起こった場合につきましては、これは統一した補助の考え方を持つべきではないかというふうに思っています。以上でございます。

議長（江藤守國君） よろしゅうございましょうか。

ほかにございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでございますので、それではこの調整内容のとおり承認いたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） ありがとうございます。それでは第18号議案 農林水産関係事業の取扱いについては、原案のとおり承認することといたします。

次に、第19号議案 商工観光関係事業の取扱いについてを議題といたします。

この件に関しましても、前回提案をいたしておりました項目でございます。ご協議をお願いしたいと思います。

議案資料は前回第9回協議会議案等の21ページから25ページでございます。

何かご意見等がございましたら、お願いいたします。(「北野町の谷口ですけど」と呼ぶ者あり)

はい、どうぞ。

委員(谷口邦博君) 前回、三瀬の寺島さんの方から意見が出ましたけど、この商工会に対する補助金の制度というのが、かなり格差があるわけですね。北野と特に久留米の2商工会では、約3分の1ぐらいの格差がありますけど、この中で、25ページに現行の各市・町の補助基準に基づく助成を当分の間継続するということがありますけど、来年度の久留米南の商工会の補助金にしても、約400万ぐらいのカットをされたという話も今聞いておりますけど、この当分の間継続するじゃなくしてですね、各6商工会のその補助金に対する煮詰をもう少しやってもらって、これだけは個々の商工会に対する補助金の制度というのをつくってもらいたいと思いますけど、いかがでしょうか。

議長(江藤守國君) はい、事務局から回答お願いします。

都市産業部会(川原) 今、委員の方からお話がありましたように、確かに各商工会で補助の金額が随分違っているというような現状でございます。

なお、商工会、商工会議所に対する補助の数字につきましては、前日も若干お話ししましたように、それぞれの団体で行政と団体との関わりの違いといいましょうか、例えば公の仕事、あるいは祭り、地域振興の事業、こういうものに商工会がどれだけ関わっているのか、そういう度合いの違いがかなりございまして、簡単には補助金額につきまして統一ができないという状況でございます。

提案のとおり合併後も現行の補助金に基づく助成を当分の間継続するというふうにしておるところでございますが、ご指摘のように当分の間が終わりまして、どのような統一をした補助基準をつくるかという問題がございますけども、あるいはどの町に合わせるかということもあるんじゃないかと思っております。これにつきましては、現状では先ほど申しましたような現状がございまして、方向性をまだ出していないところでございます。

これにつきましては、合併後に先ほど申しましたいろんな事情がございますので、各市・町のこれまでの経過、それから経済団体との関わり方、いろいろ検討しまして、あわせましてそれぞれの団体、商工会、会議所さんにご相談を進めながら決定していくべきだろうとい

うふうに考えております。

なお、久留米市の現行の制度につきましては、これまで慣例で3年に一度見直しを行ってきております。これが来年度、16年度が見直しの時期ということになっております。そこで現在、会議所さん、それから商工会さんで見直しの協議ということで進めている状況でございますけども、まだ具体的な見直し幅については結論を得ていない状況でございます。以上でございます。

議長（江藤守國君） よろしゅうございましょうか。

はい、どうぞ。

今の谷口さんが言われた、久留米の方が400万カット、新年度カットされたという事実はないんでしょ、新年度はまだこれからですから。

都市産業部会（川原） はい、そういうふうな事実はないかと思っております。どの部分か、ちょっとお話が分かりませんがカットは、という事実はないと思います。

委員（谷口邦博君） 商工会の現在600万のやつが400万に減ったと。東久留米も現実には400万から450万ぐらいの補助金だということですね。

1つですね、この補助金の査定するそのパーセントですね、これが久留米市が3分の1ということでありまして、このパーセントの計算の仕方ですね、北野は50%、田主丸が30%、城島、三瀬が35%と、その基本的な補助金のパーセントの出し方というのは、もう1市4町とも同じ水準に合併のときには持って行ってもらいたいと思うわけですね。合併してから調整するというので、今の久留米市に合わせられたら、周りの我々田舎というのはたまらんわけですね。それでこの基本は、まず調整をしてもらいたいと思います。

議長（江藤守國君） はい、事務局、回答ありますか。

都市産業部会（川原） まず、補助金の件です。南商工会につきましては600万が400万という事実はまずございません。

それから基準を合わせるようにということでございました。お話しのとおり、それぞれパーセンテージが30%、35%。

久留米の場合は人件費につきましては2分の1、補助基準、事業費から国県の補助金を引いた分の2分の1。それからそのほかにつきましては引いた分の3分の1というような基準、

ちょっと複雑になりますが、そういうことでしております。

この統一、おっしゃいますように、同じ市の中でいろんな基準があるというのは、やっぱり問題があるというふうには認識しておりますけども、先ほど申しました、いろんな関わり方の違いとかもありますもので、早急には現在のところ同じ基準に統一するのは難しいかというふうに判断をしております。以上でございます。

議長（江藤守國君） 先ほど話がありましたようにですね、仕事の内容がそれぞれ違うということでございますので、行政の関わりと商工会の業務内容、量、それがそれぞれ違いますので、その点をしっかり踏まえた上で調整しないと、率だけをするというのは非常に問題を残すんじゃないかと。私も商工部に10年おまして、いろいろ商工会の実態も会議所の実態もある程度は承知しておりますが、4町さんの商工会の業務内容を私はよく存じておりませんけども、かなりいろいろお仕事をされてるんじゃないかというふうに思います。そういう中で、業務の内容、それから量、それとを含めて総合的に調整する必要があるだろうと、私も思います。合併後にそれをきちっと調整していくということをお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

ほかに。

はい、どうぞ。

委員（谷口邦博君） 先日、北野で商工会の理事会を開きましてですね、合併後に調整ということになればですね、やはり先ほどから言われるように、力の差でもう押し切られてしまうと。だから合併前にきちっとしたものを出してくれというのが、理事以上の要望なんですよ。だから、その現時点のこの制度をこのまま当分じゃなくして、じゃ当分は何年かと聞きましたら、3年ぐらいだろうとですね。そういうものじゃなくして、10年間地域審議会等も継続してやるわけですよ。じゃ、この10年間はそのままの数字でいくとかですね、そしてその中でどういうふうな形でもって商工会が存続されるような体制をつくるかと、そういうものが私たちには欲しいわけですよ。いいでしょうか。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

都市産業部会（川原） まず、当分の間といいましょうか、3年でということでございますが、これは先ほど事務局からも説明しましたように、3年以上ということでございます。

まあ3年以上いつなのかという問題でございますけども、これは例えば法律の改正であるとか、大きな情勢の変化、そういうものを見極めて、その時期までというような意味合いでございます。

まず1点は、その3年を過ぎましたら、基準を統一するという意味ではございません。

それから久留米市の方に合わせるという意味だろうと思います。力の差とおっしゃっていますのはですね。そういう意向は今のところございません。

繰り返しになりますけども、合併後に各団体とのお話し合い、それからそれぞれの業務の内容の調査、そういうものを進めまして、よりよいといいましょうか、あるべき補助の金額とか基準、こういうものを決定していきたいというふうに考えおります。よろしく願います。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（深町英俊君） 何か北野町は私ばかり言いよるごたる。

ちょっとですね、私商工会のことは余り詳しくは知りませんが、この3分の1、30%、35%、50%というのがあります。これはそのいろいろな形がありまして、件数にもよります、これは恐らく同じ金額じゃないと思うわけですね。その点について私はその田主丸町さん、北野町、城島町、三瀬町さん、これについては商工会が加入されておる方1戸当たりどれくらいになるのか。人件費か事務費か知りませんが、その助成か補助かされておるとですね、それと久留米においては残りの人件費は2分の1はやりよるということでございますが、内容的にある程度詳しくしていただかんと、なかなか分からないような気がしておりますが、その点について幾ら金額がどのくらい国からきて、幾らその商工団体に助成しよるかというのが分かれば、ここで報告していただきたいわけですが、どうでしょうか、会長。

議長（江藤守國君） これについてはですね、今まで各部会、各町から出ていただいている部会、分科会、幹事会で十分協議の上で出させていただいておりますので、もしその詳細の資料という分析がそこまでできているのかどうか、ちょっと私も分かりませんが、いずれにいたしましても先ほどから申し上げているように、仕事の内容と量ですね、質と量、それと補助金の相関関係がございますので、いずれにしてももう3年以上は当分の間このままいくと、その間にですね、しっかり協議していただいて、少なくとも今の水準が切り下げられ

るとかそういうことがないように、これはまた地域審議会の中でも当然そういう意見は出てくるでしょうし、そういうことをしっかり踏まえてやっていけば、とにかく商工行政はしっかりやらねばならないわけですから、それについてはお願いしたいと。3年以上の中ですね、それが何年になるのかは、その協議の過程の中で出てくる問題だろうというふうに思っておりますが。

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員(寺島廣記君) 三潁町の寺島でございますけど、前回会長にご質問をいたしました、商工会の補助金のことでございますけど、久留米南さんと東久留米さんが非常に補助額が少ないということで。では配慮しますという確かご返答だったと思いますけどですね、現行のままだということでございましょうか。配慮はなさっていないようでございますけど。それで現行のまま、今言う600万とか400万という金額ととらえてよろしいでしょうか。

議長(江藤守國君) いいえ、今事務局から話ししましたように、3年に1回の見直しが16年度の予算にどう反映するかということですから、予算編成はこれからでございますから、これから見直しをして、そして16年度予算に反映するということですから、その中で検討していくということでございます。反映してないということじゃありません。今3年に1回、両商工会の補助金は見直しているわけです。それを今度見直す時期にきているわけです。それで、その見直しの結果を16年度予算に予算案として議会上程しなくてはいいませんが、その検討は今やっているということでございますから、そういうご意見も踏まえてですね、検討させていただきますということです。

委員(寺島廣記君) でも、その検討をした結果、やはり現行のまましか補助金が出せないという場合もあり得るわけですね。

議長(江藤守國君) いや、だから今おっしゃることを踏まえた上で検討をしますということをお願いしております。

仕事の内容と量なんですよ。それとの補助の問題の相関関係をしっかり見ながら検討していくということでございます。

委員(寺島廣記君) 分かりました。

議長（江藤守國君） そのトータルの補助金だけじゃなくて、個別のですね、両商工会は個別の事業もやっているわけですよ。個別の事業に対する助成もまた別途やっているケースもあるわけですよ。新年度、それも一応課題として、プレートとしてありますから、そういうのもあわせて検討する必要がある。ただ、補助金だけじゃなくて、別途の助成金もあるわけです、別途。その商工会の独自の別な事業、事務局に対する支援策の補助金だけじゃなくて、別の新しい事業を起こすと。だからそれに対する市からの助成という問題もありますので、そういうものをあわせて検討していく必要があるというふうに思っております。だからトータルとしてはどうなのかということになると思います。

はい、ほかにございませんでしょうか。

はい、三浦委員。

委員（三浦俊明君） 田主丸町の三浦でございます。

今先ほどの案件から城島の副会長だとか、あるいは城島の議長さんだとか、いろいろはっきり言って非常に現象的なご質問ですけど、内容的には非常に本質を含んでると、今の会長さんのご発言にしてもですね、そういうふうに私は思います。

毎回この分科会だとか部会の報告がございますけども、実はこの合併調整をするときにどういうスタンスで、どういう方針のもとにこの調整を進めていこうとしているのかが議論ないものですから、我々各市町村の代表というのは、自分の町が不利益になったらすぐかみつくといいますか、質問するといいますか、そういうのが出てくるわけでございます。私はそういう意味で提言的なことも含めて申し上げますと、1つはやっぱり合併調整というのは非常に重要な問題で、しかもこれが今後1、2カ月はたくさん出てくると思います。その基本的なスタンスをしっかりと我々は持っていかないと混乱することは必至じゃないかと思えます。

具体的には、私はどういう点を我々持つべきかと申しますと、1つはやっぱり任意協議会なりで決めた方針、これをやっぱりしっかり持っておかなきゃいけないことが1つでございます。

それから2点目はですね、この合併をなぜやらなきゃいけないかというときに、財政上困難になってくるというところがあったわけでございます。したがって、我々、私も含めて、

やっぱりこういう議論をするときは、合併しなかったらこの制度はどうなっただろうかと、先ほど補助金とかいろんな制度がありますけども、そういう金は減額しなきゃいけなかったのか、あるいは増額すべきだったのかと、そういうスタンスをやっぱり我々は持たないと、非常にぶん取りの発想に我々はお互いに弱い面を持っておりますから、なりがちでございます。そういうところをやっぱり部会なり幹事会あたりではしっかりたたき込んでもらいたいと。

それから3点目はですね、やっぱり先ほど佐藤委員の方からも言われましたように、縦割り組織的な詰め方と、横割り組織が両方ないとですね、これは前回の例の税金のときも健康保険税とセットで考えないと、あれは住民の賦課という面ではセットで考えないと、非常に縦割りだけではアンバランスが生ずるということがあったわけですが、そういう横の目をしっかり光らせて、やっぱりやっていただきたいと。

もう1つは、一番怖いのは、昭和30年前後の合併のときに、多くの市町村が赤字再建団体になったわけでございます。これは駆け込みだったと私は聞いております。つまり、合併までにやっておけば、それが実績として10年間保障されるとか、3年間保障されるとかですね、そういうことは非常に危険だと思うんですね。だから、そういうところをよく踏まえて、例えばまだ合併前ですから、各市町村にいろいろ事務局がクレームをつけるのはまずいと思いますけども、そういうところもお互い連絡を取り合ってやるとかですね、そういう仕組みをつくっておかないと、これは非常に私、合併したら市長さんは江藤市長が引き継がれるわけですけども、大変なことになると思うんですね。だから、やっぱりそういうとこだけをしっかり踏まえて、議論を進めるような仕組みづくりをぜひしていただけないだろうかというふうに思います。以上です。

議長（江藤守國君） はい、ありがとうございました。総合的なお話しをいただいたんですが、事務局長から何かありましたらお願いします。

事務局（村上） 今、三浦委員の方から大事なご指摘いただきまして、ありがたい次第だというふうに事務局としては思っております。

先ほど組織的な対応、組織の体制の問題についても示唆をいただきました。私どももそういう観点の中で、この協議会の組織につきましても、それから事務局の運営並びに事務体制

についても、今おっしゃいました、共同で、それから協調しながら、それから対等で、そういったことを大事にしながら、それぞれの部会にも1市4町から参画いただいておりますし、それから幹事会等でも対等な数でご参画いただきながら協議をしていただく等々、そのいろんな調整のプロセスもオープンにしながら、私どもとしましては4町協調しながら、事務作業を進めてきているつもりでございます。今後につきましても、できるだけこの調整の過程もオープンにしながら努めてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたしたいと思います。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（三浦俊明君） そういう前提でやって、こういうふうに議論が出るのは結構なんですけども、事務局がやられるその分科会とか幹事会ではおさまってもですね、この協議会なんです。だから各首長というか、首長さん方と我々、あるいは場合によっては議会まで巻き込んでそういうことを確認していかないと、これは逆に我々がオーケーしたら、今度は議会が騒ぎ出すと、住民が騒ぎ出すとなってくるわけですね。だから、そういう方針を事務局だけじゃなくって、やっぱり広げていくといいますかね。そういうところは非常に大事だと思います。私はそれを言ってるわけでございます。もう事務局ではうまくいってることはもう聞いておりますけども、やっぱり我々自身、あるいは住民自身、あるいは議会自身が少しでもそういう気持ちになって合併の話を進めていかないと、私は非常に懸念する次第でございます。

議長（江藤守國君） はい、ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（中島宏輔君） 城島町の中島でございます。

商工会の件でちょっと。今お話の中で、仕事の量・内容が異なっているところもあるかもしれないというふうに私は聞き及んだところでございますが、私ども郡部の商工会と久留米南さん、東久留米さんの商工会は仕事の内容においては、全く同じ内容で進んでおるところでございます。そういう中で、そういった久留米市と町においては差ができています。町の中でも少しの差はございますが、そういう形ができておることだと思っております。それは現実にそういう面がっておりますが、内容においてはそういうことで、ほとんど同じような

内容で商工会は県の商工会連合会の指導のもとに進んでおります。

私これはお願いでございますが、この件については、ぜひ継続審議をお願いできないかなという感触を持っておりますが、よろしく願いいたします。

議長（江藤守國君） 中島委員さんのおっしゃっているのは、さっきの寺島委員さんと同じと思いますが、久留米市の東と南の商工会をどうするのかということだろうと思うんですよ。だから、それについてはしっかり見直ししながら検討すると。そういう中ですね。そういう中でこの補助基準は今の4町合併時点まで、合併時点の前日を当分の間継続していくと、そういうことでございますから、そういうのを踏まえた上で、ちょっと今日ご了承いただくようお願いしてるわけですけどですね。

委員（中島宏輔君） 私の今言ったのは、話の中で、仕事の量とか内容ということを言われたからですね。

議長（江藤守國君） だから、久留米市の分をそういう実態を踏まえて見直しますと。そういうお話をしているわけです。

委員（中島宏輔君） それは分かりますが、仕事の内容、量ということに言われたことにおいて、まあ商工会、地区は違いますが、商工会の中では同じような内容で、ほぼ同じような内容で仕事はやっておりますということで話してます。

議長（江藤守國君） 久留米市の場合は、会議所と2つの商工会がございます。そういう中で、中島委員さんのおっしゃるように、商工会としては同じような内容の仕事をされている。それで久留米市の方も、その4町の仕事の内容を今までよく掌握してなかったという面はあるだろうと思います。だから、そこらあたりの十分お聞きしながら、久留米市の両商工会と4町の商工会の内容をしっかり把握した上でですね、見直しに反映させると、そういうことで申し上げているわけです。

ですから、それを踏まえた上で、4町の分をこういじるとのことじゃなくて、当分の補助基準で継続していくと、そういうことをお願いしたいと申し上げておりますので、その全体をどうこうということじゃないんでしょ、中島さんも。

委員（中島宏輔君） 私が言ってるのは、話の中で仕事の量とか内容と言われたからですね、量とか内容においては商工会は皆さん一緒の内容で進んでおりますと。補助金その他は

ちょっと切り離しております。今言ったのは。

それと、この問題においては、ぜひ私のお願いでございますが、継続審議でお願いできないかということをお願いしております。

議長（江藤守國君）　じゃ、川原分科会長、お願いします。

都市産業部会（川原）　私、先ほどそれぞれの違いということを申しました。今委員さんおっしゃいますように各商工会は確かに商工会法に基づきまして記帳指導であるとか、研修、いろんなもの、基本的なものは同じということでございます。

ただ違いを申し上げましたのは、例えば融資制度に対する関わり方であるとかですね、そういう制度融資が違う分があります。それからまちづくり振興といいましょうか、イベントにかなり関わってあるところもあったり、これは随分違うところがございます。

それからお金の面でいいますと、例えば久留米市の場合、商店会振興事業に対するそれぞれ商店会に対する補助金があったり、空き店舗対策事業に対する補助金を個々にやっている部分があったり、いずれにしても各市・町でかなり違いがございます。そういうことが分かってきまして、簡単には調整できないなということが分科会でございました。当分の間は、現行のままでいきたいと。早急にそこら辺の実態を把握して調整をしたい、できるだけ早く統一といいましょうか、やっていきたいということに方針をしたところでございます。

議長（江藤守國君）　よろしゅうございましょうか。

はい、それではご意見も出尽くしたようでございますので、この調整内容のとおり承認いたしたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。それでは第19号（「継続でやってくれと言われてるんですよ」と呼ぶ者あり）

今の回答は継続じゃなくて、この原案のとおりお願いしたいという回答ですね。それで中島委員さん、どんなふうでございますか。今の回答。

委員（中島宏輔君）　継続審議ということではできないんでしょうか。

議長（江藤守國君）　継続で、その何を審議するんでしょうかね。

委員（中島宏輔君）　あのやはりですね、確かに今までにもう少し商工会、我々の商工会においても十分に検討すべき、まだより以上の検討をしておかなければいけなかったかと思

いますが、やはりこの合併というのは私は、私も城島の町民の代表として、一人として来ておりますが、やはり内容的には町民の皆様にとって内容の了解をとった上での合併でないといけないと思うんですよ、すべての問題で。この問題は商工会の問題ですが、ほかにも地方税の問題とかいろいろありまして、そういうやつも町民の皆さんにすべてやっぱり内容を知ってもらおうと。その上でやっぱり合併に向かっていかなければ、もしそれを町民の皆さんに知らせないで合併に進んだ場合には、我々の立場というのはどうなるかというのが一番根底には心配なところがあるわけです。それでももう少し私ども商工会、城島の商工会ですが、十分に話をして、そしてある程度もう納得した上での回答をやらせていただきたいという意味があって、継続ということをお願いしています。北野の商工会さんも、三瀬の商工会さんもそのようなことじゃないかなと思います。

議長（江藤守國君） 今まで分科会で協議をされて、各幹事会まで上がってご了承をいただいたものをこう上げているわけですね、議案として。前回提案して、内容についてはご説明しておりますから、その中で各町からご意見が出たものは分科会、あるいは幹事会で反映されるだろうと思っておるわけですが、それが調整済んで今日出させていただいているということでございますが、今北野町の方、あるいは城島町の委員さんからも、いろいろ特に商工会の会長さん方からお話があって、まだ継続で、それから各町商工会の了解をとりたくいと、そういうご意見でございますので、いかがいたしましょうか。（「継続」と呼ぶ者あり）

はい、じゃ継続ということによろしゅうございますか。（「よか」と呼ぶ者あり）

はい、分かりました。継続とさせていただきます。

それでは次に、第20号議案 新市の名称についてを議題といたします。

まず、事務局が議案の説明を行います。

事務局（池松） 事務局の池松でございます。

6ページをご覧いただきたいと思います。

第9回協議会で新市の名称についての調整の方向性について合意をいただきました。その方向性に基づきまして本日議案としてご提案するものでございます。

第20号議案

新市の名称について

新市の名称について、別紙のとおり承認を求める。

平成15年10月18日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

次の7ページをお願いいたします。

別紙といたしまして、協定項目番号3、協定項目名 新市の名称。

調整内容といたしまして、新市の名称は久留米市とする。以上でございます。

議長（江藤守國君） ただいま説明がありましたように、この件に関しましては、前回の協議会におきまして新市の名称を久留米市とすることで合意をいただき、本日議案として正式提案をしているものでございます。したがって、本日の協議会におきまして、原案のとおりご承認いただければと考えておりますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） ありがとうございます。それでは第20号議案 新市の名称につきましては、原案のとおり久留米市とすることで承認することといたします。

次に、第21号議案 新市の事務所の位置についてを議題といたします。

まず、事務局から説明をお願いします。

事務局（池松） 同じく調整の方向性として合意をいただきました新市の事務所の位置につきましてご提案するものでございます。

8ページをご覧いただきたいと思います。

第21号議案

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、別紙のとおり承認を求める。

平成15年10月18日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

次の9ページをお願いいたします。

別紙といたしまして、協定項目番号 4、協定項目名 新市の事務所の位置

調整内容といたしましては、新市の事務所の位置は、久留米市城南町15番地3とする。

現在の久留米市庁舎でございます。以上でございます。

議長（江藤守國君） ただいま説明がありましたように、この事務所の位置に関しましては、前回の協議会におきまして新市の事務所の位置は現在の久留米市庁舎とすることで合意をいただきまして、本日議案として整理し提案をさせていただいているものでございます。したがって、本日の協議会におきまして原案のとおりご承認いただければと考えておりますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） ありがとうございます。それでは第 2 1 号議案 新市の事務所の位置につきましては、原案のとおり承認することといたします。

次に、第 2 2 号議案 町名・字名の取扱いについてを議題といたします。

まず、所管の総務部会より議案の説明をさせます。

総務部会（檜原） 総務部会の檜原でございます。

提案をさせていただきます。

10 ページをお願いいたします。

第 2 2 号議案

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 15 年 10 月 18 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

11 ページをお願いいたします。

協定項目番号 18、協定項目名 町名・字名の取り扱い

調整内容についてご説明いたします。

調整内容でございますが、町名・字名については、次のとおり取り扱うものとする。

（1）町字の区域については現行どおりとする。

（2）町字の名称については、久留米市は現行どおりとし、田主丸町、北野町、城島町及び三瀧町については、旧自治体名を付し、大字の表記を削除した形態に変更する。

なお、その名称については、各町の意向により、合併までに調整する、というものでございます。

この協定項目は、新市の名称、新市の事務所の位置と同じく、先に当協議会におきまして方向性を出していただいております。その方向性に基づき、分科会、部会において調整する事項とさせていただきます。

前回の協議会におきまして、町・字の区域については変更しない。名称の変更については、久留米市は現行どおりとし、4町については変更を行い、その変更の形態については、旧自体名である4町名を残し、大字を取る、という合意を受けて、整理をしたものでございます。

続きまして、資料の説明をいたします。

12ページをお願いいたします。

この資料は、町・字の名称変更について調整内容を説明いたしておりますが、久留米市は現行どおり。田主丸町、北野町、城島町、三瀧町が旧自治体名を付し、大字の表記を削除した場合、具体的にどのような形態となるのか、お示しをするものでございます。

なお、現在の大字名にあたる四角の部分につきましては、各町の意向により、合併までに調整される予定でございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

議長（江藤守國君） この町名・字名の取扱いに関しましても、前回の協議会におきまして合意いただきました方向性に基づき、本日議案として整理し、提案しているものでございます。したがって、本日の協議会におきまして原案のとおりご承認いただければと考えておりますが、いかがでございましょうか。

はい、三浦委員。

委員（三浦俊明君） 田主丸の三浦でございます。

前回のときに、私どもの議長の方から、田主丸については大字じゃなくて行政区をそのまま使おうかという話を申し上げたと思うんですけども、質問という意味で、この11ページの町字の区域という意味でございますけども、実は田主丸町の場合は調べましたら、県には、大字の名称で出しているわけでございます。ところがそれでは自治管理、自治運営ができないということで、行政区を別につくって、それで運営してるわけですね。この行政区を仮に大字にかえてやる場合は、これは字の区域の変更になるのかどうか。条例上は今の字のところ行政区になって、県への届けは大字になってるわけですね。そこら辺、そういう仮

に行政区名を使うことが、この場合できるのかどうか、そこをお尋ねしたいと思います。

議長（江藤守國君） はい、じゃ事務局から回答をお願いします。

総務部会（檜原） お答えいたしますが、基本的には現在の大字の中の行政区を直接使うということになれば、区域の変更になります。区域の変更ということは、前回当協議会の方で方向性を示していただいた内容とは変わってまいりますので、この本日の調整内容とは基本的には変わってくることとなります。

ただし、戸籍・住民票上の単なる記載等であれば、現在の大字に相当する部分は、すべてそのとおりの名称で、その次に小字名、あるいは行政区名でも構わないと思いますが、そういったものをつけることは戸籍・住民票上の表記のみであれば、それは可能だというふうに判断をしております。

それから先の細かい部分については、戸籍・住民票等を扱う分科会等で具体的な実務上の作業をすれば、そしてそれぞれの各町との協議をされれば、それは可能になると、そういった理解をしております。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（三浦俊明） 田主丸の三浦でございます。

この町字の区域というのは、行政の管理範囲といたしますかね、管理の区域といたしますか、管理境界といたしますか、それで決まってると思いますけども、一応田主丸の場合は、条例で大字では区域の管理ができないということで、行政区を使ってるわけなんです。だから私が言いたいのは、その条例をそのまま使えるかどうかということを知りたいわけです。使えるのであれば、全然問題ありません。

議長（江藤守國君） じゃ、どうぞ。

総務部会（檜原） 田主丸町の制度について間違った回答をしてはいけないというふうに思っておりますが、行政区の運用と町名・字名、それらについては基本的には別の性格で運用可能かというふうに理解をしております。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（三浦俊明君） それは十分わきまえた上で、私が聞きたいのは、行政の区域として県に届けてるやつと、町の条例で決まってる場合は、その現行表記には条例を使っていいか

ということを知りたいわけです。

議長（江藤守國君）　じゃ、どうぞ。

総務部会（檜原）　基本的に行政区、区長制度、これらについては、基本的な方向性として、いわゆる事務局レベルでは存続といったような形で、4町につきましてはですね、そのような方向で今整理中でございますが、そういったことを前提にすれば、別の制度としてこれは田主丸町に限定せずに、4町すべてについてそのような行政区に関します新たな条例の設置等が必要だというふうに認識をしておりますので、当然そうなりますと、行政区に関する条例が新市として設置をされるであろうと、そのように理解をしております。（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（江藤守國君）　はい、どうぞ。

委員（三浦俊明君）　ということは、田主丸の県に届けてる行政区を使えるということは、今の条例が違反だというご認識ですか。

条例というのは、違法な条例は無効なはずなんです。それで、町として行政区としては行政区を1つの行政単位にしてるわけなんです。まさに地方自治法の260条というのは、行政の範囲を、行政の地域を決めるのを例外としてつくってるわけですね。これはむしろ今日ご回答いただかなくてもいいんで、田主丸はそういう議論を今やっておりますから、ほかの3町は構わないんですけども、田主丸はちょっと時間をいただきたいんですけど。（「今んたに対して言わせて」と呼ぶ者あり）

議長（江藤守國君）　はい、どうぞ。

委員（富松茂治君）　三瀨町の富松茂治です。彼が言いよつとば通してもらいますと、三瀨町も三瀨町玉満、大体大字が入りますが、入らんごつなりますから、大犬塚、下小犬塚、小犬塚というごたるふうになりますもんね。しかし合併しまして先さん進ませてもらいますと、三瀨町玉満犬塚で、この一本はいくわけでございます。

だから、あなたのとこば通したら、私のとこもこれば認めてもらわにゃんごつなるけん、私のとこも認めんごつ、これは通さんと、あんたんとこも通してもらおうと困るということになるわけでございますが、皆さんはいかがな。

やっぱりそういうところがありますか。あるですね。そるけん、いかがなものじゃろうかと、

僕はそこで思うですたい。

委員（三浦俊明君） 検討中なんで、田主丸はちょっと今日のところは結論を出さないで
いただきたいということなんです。

委員（富松茂治君） ああ、そう。それはやっぱり一緒になったなら、一生懸命うまくい
かかんけん、時間ばいただくとともにようございませうたい。

議長（江藤守國君） まあこれも分科会、幹事会で練った上で、今日出させていだいた
つもりだったんですけど。それではそういう継続というご意見がございますので、継続審議
にさせていただきますが、よろしゅうございませうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） はい、それではちょっと時間も相当たっておりますし、またまだ相
当残っておりますので、ここで6分間、休憩します。

45分から再開いたします。

（午後4時37分 休憩）

（午後4時47分 再開）

議長（江藤守國君） 再開いたします。

それでは次の議案に移りたいと思います。

次の第23号議案から第31号議案までの9つの議案につきましては、本日は議案並びに
資料の説明と、この議案や資料に関します質疑までお受けいたしまして、実質協議について
は次回第11回協議会において行うこととなりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは第23号議案 一般職の職員の身分の取扱いについてを議題といたします。

議案について説明をお願いいたします。

総合調整部会（榎原） 総合調整部会の榎原でございます。

一般職の職員の身分の取扱いについて提案をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。

第23号議案

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年10月18日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

14ページをお願いいたします。別紙でございます。

協定項目番号 9、協定項目名 一般職の職員の身分の取扱い

調整内容としまして、一般職の職員の身分については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 田主丸町、北野町、城島町及び三潴町の一般職の職員は、すべて久留米市の職員として引き継ぐ。

(2) 田主丸町、北野町、城島町及び三潴町の職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、久留米市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は1市4町の長が別に協議して定める、というものでございます。

15ページをお願いいたします。

一般職の職員の身分の取扱い等に関します資料でございます。

まず、資料の1番目は職員数でございます。平成15年4月1日現在の各市・町の職種別の職員数でございます。

一般行政職、技能労務職、これは1市4町に共通して存在いたしますが、学校教育職、これは久留米市のみでございます。市立高等学校の教育職でございます。それから消防職も久留米市のみでございます。久留米市の常備消防の職員数でございます。合計で2,370名が現員数でございます。

2番目に給与でございますが、まず給料でございますが、給料表につきましては、1市4町に共通するものとして、行政職給料表と技能労務職給料表がございます。

それ以外に久留米市では、企業職給料表、消防職給料表及び教育職給料表を設定しております。

代表的な行政職給料表の内容でございますが、国家公務員の行政職の俸給表に基づいておりますので、基本的には1市4町、各団体、同じ内容でございます。

その中の実質的な運用としまして、標準的な職務、ここに表を掲げておりますが、これらについて各市・町で若干異なった取扱いとなっております。

さらに、初任給基準及び昇給の基準につきましても、制度に差がございます。

次に、諸手当でございますが、諸手当につきましては、地方自治法で手当の内容等が限定をされておりますので、基本的に各市町共通でございます。

久留米市のみ、東京事務所等の関係によります単身赴任手当、それから消防関係の夜間勤務手当等の制度がございます。

退職手当でございますが、退職手当につきましては、久留米市のみが固有の条例によりまして支給を行っておりますが、他の4町は福岡県の市町村職員退職手当組合へ加入をされておりますので、当組合の条例が適用されております。手当の支給割合は、基本的に同一でございます。

16ページをお願いいたします。

勤務時間・休暇制度でございますが、1市4町とも1週間あたり38時間45分、1日あたり7時間45分でございます。

なお、各市町ともその業務に応じまして、それぞれの施設で特殊な勤務時間を設定をしておりますが、特に久留米市では、本庁業務に関しまして勤務時間の割り振り等の変更を行いまして、開庁時間の延長を午後6時まで行っております。

それから休暇等でございますが、年次有給休暇、特別有給休暇、病気休暇、介護休暇につきましては、ほぼ同一の制度内容により実施をしております。

なお、これ以外の制度としまして、久留米市と三潴町に独自の無給休暇制度がございます。

参考事例といたしまして、先行例であります新潟市、呉市の協定項目の記述内容をここに掲示をさせていただいております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

議長（江藤守國君） 説明は終わりました。

これにつきましてご質問がございましたらお願いいたします。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしゅうございますか。

はい、どうぞ。三浦委員。

委員（三浦俊明君） 田主丸町の三浦でございます。

前回でしたか、10年間の労務費とか財政の推移が出たんですけども、あれでも余り下が

ってないということで私指摘したわけでございますけども、実はやっぱり人件費というのは、この単価かけるの人員でございます、人員を減らせばいいわけですけども、特に労務費をどううまく下げていくのかということは非常に大事だと思います。

特に先だって発表になっておりました経常収支比率ですかね、もう9割ぐらいが固定費と、残り10%ぐらいでいろんな橋をつくったり道路をつくったりするような実態になってきているわけです。

一般的には、すべての予算、市町村の予算の7割以上が人件費、名前は賃金だとか報酬ですか、委託費とか挙がってますけども、内容を見ると、もう9割近く人件費だというふうに私聞いているわけですけども、そこら辺のその人件費率がどういうふうになっているのかです、市の予算の中で、そういうのを分かったら教えていただきたい。そういうところからやっぱり我々メスを入れていかないと、ただ合併で合わせていくだけでは不十分じゃないかと思しますので、そこら辺を個人的にでも構いませんので、教えていただきたいと思っております。

議長（江藤守國君） はい、分かりますか。

総合調整部会（榎原） 合併に伴いまして事務執行体制の整備でありますとか、あるいは統合によりまして行政効率を確保すると、要員の削減による効果、これを生み出す必要は当然でございます、そういったことで私ども今後さまざまな事務事業の検討、それから合併後の組織体制、これらを検討した上で合併後の定員管理計画を策定したいと、そのように思っております。人件費の比率でございますが、久留米市の場合の一般会計の例で申し上げますと、人件費比率は一般会計総予算の約20%でございます。

そのほかに、いわゆる臨時職員賃金とか、あるいは非常勤特別職、さらには附属機関等の委員さんの報酬でありますとか、そういったそれ以外のものが若干はございますが、本日はそこまでの細かい数値は持ち合わせておりませんが、いわゆる都道府県と違いまして、市町村の場合は人件費比率は先ほど申し上げましたような水準でございます。

余談かと思いますが、都道府県の場合は学校の先生方が県費負担でございますので、相当に人件費比率が高くなっておりますが、市町村の場合は先ほど申し上げました久留米市の例、これと若干の上下はあろうかと思いますが、そのような比率の現状になっております。

委員（三浦俊明君） 分かりました。いずれまた個別に、例えばラスパイレス比率だとか、

それがどうなっているかですね、そういうやっぱりこう賃金水準と定員というのはどうなっているのかということから、やっぱりアプローチする必要があると思いますので、これはまた個別にご相談いたしますので、よろしくをお願いします。

議長（江藤守國君） ほかにございませんでしょうか。

それではただいまの議案につきましては、第11回協議会で協議することとさせていただきます。

次に、第24号議案 特別職の身分の取扱いについてを議題といたします。

議案について説明をお願いします。

総合調整部会（榎原） 17ページをお願いしたいと思います。

特別職の身分の取扱いについて提案をさせていただきます。

第24号議案

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年10月18日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

18ページをお願いいたします。

別紙でございますが、協定項目番号 11番、協定項目名 特別職の身分の取扱い

調整内容、田主丸町、北野町、城島町及び三瀧町の常勤の特別職及び教育長の身分の取扱いについては、1市4町の長が別に協議して定める。

19ページをお願いいたします。

資料でございますが、特別職の身分の取扱いにつきまして、参考事例としまして、先行団体であります新潟市・呉市の協定項目の内容をここに掲げさせていただいております。

なお、他の団体の先行事例につきましても、多くの団体で同様の内容となっております。

この考え方でございますが、特別職等の任免権は長にあるとされているわけでありまして、その任命権者に具体的な取扱いを委ねようという考え方に基づいております。

なお、長につきましては、その地位が公選によるものでございますことから、これを踏まえまして、合併後の身分取扱いについては、各市町の代表者たる長自身の協議に委ねようと

する考え方を基本に置いております。以上でございます。

議長（江藤守國君） はい、ただいまの議案並びに資料につきまして何かご質問がございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

委員（深町英俊君） ちょっとその点につきまして、北野町の深町ですが、この新潟市と呉市というのが例に挙げられておりますが、これは2つの市と町でございます。今回の場合については、久留米市はそのまま、編入ということでございますので、そのまま身分がありますが、それ以外のところにつきましては、16人おるわけですね。これをどういうふうな形で協議されるのか、ちょっと分からないわけですが、どういうふうな考えでされるのか。

しかし、1市4町の長が別に協議して定めるといふならば、意見は言っても何もならないということになります。その点についてはどのようにになりますかね。

議長（江藤守國君） どうぞ、回答をお願いします。

総合調整部会（榎原） 先ほど申し上げましたが、長以外の特別職につきましては、任命権者は長でございます。これは一般職と明確に違う制度上の、地方自治法上の制度上の特別職の位置付けになっております。そのようなことから、任命権者であります長、1市4町の長が協議をして定めるのが一番至当かということで、その協議結果について触れているものではございませんが、方法としましてこの方法が一番妥当だということで、協定項目の調整内容として提示をしているものでございます。

議長（江藤守國君） よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それではただいまの議案につきましては、第11回協議会で協議することといたします。

次に、第25号議案 条例、規則等の取扱いについてを議題といたします。

議案について説明をお願いします。

総務部会（榎原） 総務部会の榎原でございます。

条例、規則等の取扱いについて提案をさせていただきます。

20ページの議案をお願いいたします。

第25号議案

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年10月18日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

21ページをお願いいたします。

別紙でございますが、協定項目番号 12、協定項目名 条例、規則等の取扱い

その調整内容といたしまして、条例、規則等は久留米市の条例、規則等を適用する。

ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例、規則等の制定、改正等を行うものとする。という内容でございます。

一般に合併におきます条例、規則等の取扱いは、合併方式に基づいて規定されることとなるわけでございますが、合併方式が編入ということになりましたので、法形式としましては、久留米市の条例、規則等が存続することになります。したがって、例規に関します取扱いとしましては、調整内容本文のとおり、条例、規則等は久留米市の条例、規則等を適用するということが原則となるものでございます。

ただ、これは法形式上のいわば原則でございますが、実際には各種事務事業の調整内容に基づきまして、関係する久留米市の例規の取扱いが決まっております。つまり、調整の結果としまして、久留米市の制度が適用される例規の改正等が不要である場合、あるいは例規の改正までを必要としない場合につきましては、久留米市の条例、規則等がそのまま適用されることとなります。

あるいは事務事業の調整方針に基づきまして制度を改め、または新設することとされたときには、関係する久留米市の条例、規則等について、その例規を改正し、または新たな制定等を行うことが必要となる場合も想定されます。そうした種々の場合があることに鑑みまして、合併に伴います実質的な条例、規則等の取扱いを明らかにするために、調整内容のただし書きとしまして、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例、規則等の制定、改正等を行うものとするという文言で著しております。

22ページでございますが、同じ方式によります他の協議会の事例を幾つか記載をしておりますので、参考としてご覧いただきたいと思っております。

以上で、条例、規則等の取扱いについての説明を終わらせていただきます。

議長（江藤守國君） ただいまの説明、議案・資料につきまして何かご質問がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員（新山正英君） 三瀨町の新山でございますけれども、今、編入合併ということで、久留米市の条例のみが、規則等が生き残るということでございますけれども、当町にも非常に必要な条例が数多く残っております。現在もそれによって我々住民生活が成り立ってるわけでございますので、これはもちろん、この各種事務事業の調整内容ということで、それぞれ当町と久留米市とは違うかと思えますけれども、ここをやはり前もってどういう部分を合併後に三瀨町の条例案をどれだけ残すかという分をぜひ決めていただきたいと、そんなふうにするわけでございますけれども、いかがでございましょうか。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。回答をお願いします。

総務部会（檜原） 条例、規則等につきましては、久留米市もそうでございますが、4町についても膨大な内容が存続をいたします。

基本的に合併の具体的な事務事業等が約千四百数十項目ございますが、それらを全部整理をされた上で、それに基づいて、すべての行政事務が法律、それからそれに基づきます条例、さらにはこの合併協議会での協議内容、それらをすべて網羅をして、そして内容的に問題がないような形で、相当のボリュームをかけて、恐らく4町の職員の皆さんにもご協力を願わなければならないというふうに思っておりますが、相当の人員で、それもいわゆる法定協議会等の内容が固まることに応じまして、平成16年度、ものすごいボリュームで事務作業が生じてくるというふうに思われます。

そういったことから、具体的な条例等の内容につきましては、いわゆる平成16年度合併の直前までの膨大な量の実務作業を終えることによって初めてでき上がると、そのような内容でございますので、この合併の考え方、これをもとにして基本的な調整内容について当協議会の方には提案をさせていただいている、そのような考え方でございます。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（新山正英君） すみません。三瀨町の新山でございますけれども、もちろんそれは

分かります。協議内容ができなければ条例案は提出できないわけですから。しかしながら、その後で結局、新市になりまして条例案を提出するときにはですね、三漕町が持っているいい条例というのが抹殺される可能性が非常に高い部分も残ってるんじゃないかと思うわけですね。だから事務レベルの中で、当然事務局としては、そういう内容等は十分ご検討なさると思いますけれども、そこらあたりをある程度前もって提案、提出をしていただきたいなど、私は思うわけでございます。そうしないと、やはり三漕町も本当に数多く住民生活の中で、皆さん方がその中に恩恵を受けてる条例というのは数多くあります。そういう部分が新市の中で、久留米市の条例のみが適用されるような証になれば、当然三漕町、各町とも一緒だと思えますけれども、そういう不備不満を感じる部分が当然出てくるんじゃないかと私は思うわけでございますので、そこらあたりができれば、今16年度ということで調整案件が最終的な部分ができ上がるということでございますけれども、できるだけ早くこういう条例案件というのが、こういう部分が新市になった場合には提案できるという部分もご提示できればと、そんなふうに私は思うわけでございます。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

総務部会（榎原） 大切なこと、一番重要なことは政策だろうというふうに判断をしております。条例に規定をされております重要な政策、あるいはそれぞれの今の自治体の特色ある政策、これらをまず政策をどうするかということ、いわゆる事務局レベル、それから当協議会でお決めいただければ、それは必然的に条例に反映をされると。後は法制上の技術的な問題ではなかろうかというふうに思っておりますので、政策決定がすべてに最優先するのではなかろうかという理解をしておるところでございます。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（新山正英君） じゃ、三漕町の方から提案させていただきまして、こういう条例案をぜひ残していただくという部分は、できれば新市の中で条例改正、あるいは条例の制定なんかできるわけですか。そういう言い方、ご説明ということで受け取ってよろしいんですか。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

総務部会（榎原） 新市になれば1つの自治体でございますので、地域審議会等のそのような制度を生かされて、当然今ご指摘のような件も市長に対して意見を申し述べていただく

ことはできるわけですが、それ以前に、合併以前におきまして、政策が決まりまして、その政策が条例に規定をする必要があるようなレベル、そういったもの以上であれば、当然その政策に応じた新しい条例を協議の中で新設をしていくと、そのような運びになるというふうに考えております。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（新山正英君） 三漕町、各町とも政策に基づいて条例をつくってるんじゃないですか。その今のそういう物の言い方をすれば、現在各町が持ってる条例というのは、政策を抜きにした条例をつくってる形になると思うんですよ。

だから、その現在4町が持つておられる条例をどれだけ久留米市の、新しい新市の中で受け継ぐかという議論を私はすべきではないかと、そんなふうに思うわけですね。

議長（江藤守國君） 委員さん、それはですね、分科会、部会に各町から出ていただいているんですね。そして各町の助役さん方で幹事会を構成。そこに、こういう条例なり、こういう政策なりを反映してほしいというのは、もう出していただいていたいいんじゃないでしょうか。その今の組織があるわけですから。その中で十分協議をしていただくと。それをこの協議会の中で政策なり、あるいはいろんな具体的な事業として調整していくと、そういうことになると思いますけどですね。

だから新市ができてからというよりは、今の時点でこれは残してほしいということは、それは分科会なり部会で町の職員さん出ておられるわけですから、助役さんも、そういう中に反映して、三漕町の委員さんで協議されてですね、それはそういう協議をしていただいていたいいんじゃないだろうかと思えますけどね。

はい。

委員（新山正英君） もちろん、そういう段取りだと思います。

しかし、各種事務事業の調整内容ということで、今まで編入合併ということですと議論をされておりますけれども、その調整内容が久留米市の中の内容に傾きかげんになるのではないかとこの部分で心配をしてるわけございまして、幾らその事務局レベルの中でそういう調整内容をして、それはちょっとおかしいという部分の中で削除されたり、あるいは敬遠されたりする部分が当然今までの幾つかの例でも出てきてるわけですよ。だから、そ

ういう点を心配してるわけです。

議長（江藤守國君） だからそれは助役さんのレベルの幹事会、あるいは首長レベルまで持ち上げていただいても結構だと思いますから、そういうのをこれはぜひ残してほしいというものがあれば出していただいて、十分首長同士で協議をするという場面もありますから。そういうことでお願いしたいと思いますが。

はい、どうぞ。

委員（平田 正君） 城島町の平田ですけれども、先ほど事務局の方で、条例、規則に対しての改正というのは大変な膨大な量になるとおっしゃいましたけれども、実際にこれは合併をするということになれば、編入であろうが新設合併であろうが、事務事業と同じだと思うんですね。

私は1つ提案があるんですけれども、その条例改正には一部改正がございますけれども、私たち久留米の新市の久留米広域合併協議会では編入対等合併と謳ってますから、条例を1つの取扱いに関しても、編入対等合併になっておりますので、条例と規則の制定の仕方でも、全部改正というのがあると思うんですよ。ですから、ある意味では、全部改正という形で条例、規則をつくってはいかがかなという思いがするんですけども、事務局の方いかがでしょうか。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

総務部会（檜原） 1市4町の条例等の規定、これらの内容がほぼ同一であればですね、現在の久留米市の条例をそのまま生かしていくと、そういったような意味合いでありまして、結局法制度上、合併方式がこうでありますから、技術的なことも含めまして、このような表現にさせていただいてるわけでございます。当然個々の条例に規定をされますような政策とか、あるいは事務事業、これらにつきましては1市4町間で調整をされます。それによりまして、多くのものが新たに条例をつくったり、あるいは条例の全面改正とか、そういったものも数多く出てくると思います。そういったようなことで、実務作業上は編入であれ新設であれ、ほとんど変わらないような実務作業、そして考え方、それに基づいて作業をさせていただくつもりでございます。

議長（江藤守國君） よろしゅうございましょうか。

ほかにございませんでしょうか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それではただいまの議案につきましては、第11回協議会で協議することといたします。
次に、第26号議案 国際交流事業、姉妹都市の取扱いについてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

総務部会(檜原) 総務部会の檜原でございます。

国際交流事業、姉妹都市の取扱いについて提案を申し上げます。

23ページをお願いいたします。

第26号議案

国際交流事業、姉妹都市の取扱いについて

国際交流事業、姉妹都市の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年10月18日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

24ページをお願いいたします。

協定項目番号 21、国際交流事業、姉妹都市の取扱いにつきましては、調整内容としまして、国際交流事業、姉妹都市については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 国際交流事業

現在実施している国際交流事業は、新市に引き継ぐ。新市における青少年交流は、英語圏への中学生派遣を含め、友好・姉妹都市交流を中心とした青少年交流事業のなかで見直しを行う。

(2) 友好姉妹都市交流

姉妹都市については、新市に引き継ぐ。

友好都市については、新市に引き継ぎ、新市において改めて検討する、というものでございます。

25ページをお願いいたします。

25ページに資料といたしまして、1市4町の友好都市等の締結状況及び実施事業の比較表を添付しているところでございます。

友好都市・姉妹都市につきましては、久留米市が海外の2都市、国内に2自治体。三潁町

が海外に1都市ございます。

また、交流事業等につきましては、この表に記載をいたしております事業が、各自治体で行われております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

議長（江藤守國君） ただいまの議案並びに資料の説明につきまして何かご質問がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員（三浦俊明君） 私は前々回だと思えますけども、合併したら何か合併という実感がわくような施策とか、あるいは合併を機に何かやれないかと、そういうことをご説明し、提案し、具体的に例えば道路標識を全部、久留米市ベースにつくりかえるとか、あるいは住民票なんかは合併して遠くの支所に分かれるところは設置するとかですね、そういう中でこの海外交流というのは願ってもない、私は新しい市になって、ああ、こういうこともできるんだなという、1つの材料じゃないかと思うんですよ。

例えば、今左の方の25ページ見ましても、田主丸以下三潁まで、やっぱり1万数千名から2万数千名の人口の町でございますから、財政問題とか、あるいは日ごろの交流関係は余りないわけでございます。こういうときこそ、30万都市になるわけですから、単なる合併調整的な意味じゃなくって、合併したら国際交流をどうするのかと。例えば前回の市長が農業生産だって九州で一番で、全国でも7位とか、こうおっしゃったわけでございますけども、そういう面からも国際交流というのを考えていいんじゃないかと、姉妹都市をつくっていいんじゃないかと、こういうことを思うんでございますけども、そこら辺はどういうお考えなのか。

ただ、合併調整というと、いかにもお役所の合併だけという感じがしますが、やっぱり住民がどう考えているかということをお考えになっていただくと、そういう発想もわいてくるんじゃないかと思えますけども、そこら辺どういうふうにお考えなのか。合併調整だけにこだわられるのか、もうちょっと新市の発足の機に、こういうことをやりたいまで広げられるのか、そこら辺をご質問いたします。

議長（江藤守國君） はい、回答お願いします。

総務部会（榎原） 国際交流事業と姉妹都市でございますが、これらにつきましては、総務部会の方で今日まで検討をしまいたったわけでございますが、基本的に合併時の姿として新市に引き継ぐと、そのような形での検討調整を今日まで行ってきた、そのようなレベルでございます。

議長（江藤守國君） 当然この友好都市、姉妹都市等は、久留米市が締結して交流をやっておりますが、これはもう新市に引き継ぐわけですから、全市として、新市全体一体として交流をするという形になると思いますので、そういった点については、この新市建設計画の中でも、そういう点で整理するということだろうと思います。これは調整内容を主体にやっておりますからですね。当然、三浦委員のおっしゃるような方向にやっていくということになるかと思えます。

よろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございせんか。

それではただいまの26号議案につきましては、第11回協議会で協議することといたします。

次に、第27号議案 道路事業に関する取扱いについてを議題といたします。

議案について説明をお願いします。

都市産業部会（牛島） 都市産業部会の土木分科会長の牛島と申します。よろしくお願いたします。

お手元の資料、26ページをお願いいたします。

第27号議案

道路事業に関する取扱いについて

道路事業に関する取扱いについて、別紙のとおり承認を求め。

平成15年10月18日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

27ページをお願いいたします。

協定項目番号 38、協定項目名 道路事業に関する取扱いの調整内容についてご説明申し上げます。

土木分科会の事務事業の調整項目につきましては、部会・分科会で検討させていただき、そのすべての項目について総括的な調整方針案をご承認いただいたところでございます。本日ここに提案させていただいております調整内容につきましては、特に政策面、または財政面等に配慮すべき点を考慮しまして提出させていただいております。

これに関する1市4町の状況につきましては、28ページから30ページの資料にて整理させていただいております。あわせてご覧いただきたいと思います。

調整内容につきましては、そこにお示ししておりますとおり、建設、管理、維持の3分野、5項目で整理をさせていただいております。

それでは読み上げさせていただきます。ページの27でございますが、道路事業については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 幹線及び補助幹線道路の整備については、継続事業は、現行どおり新市に引き継ぐものとし、合併後の整備については、久留米市の例を基本に統一化を図る。
- (2) 生活道路の整備については、新市域の実情を踏まえ、合併までに整備基準・箇所基準・補助基準の統一化を図り、実施する。なお、用地処理については、当分の間は現行どおりとし、統一化に向けた検討を行う。
- (3) 道路認定基準については、久留米市の認定要綱・認定施行細則を例に統一するが、合併以前に認定を受けているものは、新市に認定道路として引き継ぐ。
- (4) 道路等の寄付については、久留米市の例に統一した要綱に基づき処理を行うこととし、その際の測量・登記費用は行政負担とする。
- (5) 舗装修繕、路面清掃、除草をはじめとした維持のあり方については、久留米市の例を基本に制度統一を図る、というものでございます。

次に、資料につきまして簡単にご説明させていただきます。

28ページに、幹線及び補助幹線道路整備における用地買収、補償基準の1市4町の現状。それから29ページ上段に、生活道路整備における用地処理、補償基準、整備基準、箇所基準の1市4町の現状を整理させていただいております。

それから29ページ下段から30ページ上段にかけて、道路管理分野におきます新規道路の認定、道路用地の寄付に関します1市4町の現状を整理させていただいております。

30ページの下段は、道路維持に関します1市4町の現状を整理させていただいております。

まず(1)の幹線及び補助幹線道路の整備でございますが、28ページに示しますとおり、街路事業などの幹線道路につきましては、現在久留米市のみが実施をしている状況でございます。

また、補助幹線道路整備につきましては、1市4町で実施されており、用地買収、補償基準の内容も概ね同様でございます。

こうした現状を踏まえまして、継続事業は新市に引き継ぎ、合併後の整備につきましては、久留米市の例を基本に統一化を図るということで、整理をさせていただいております。次に、(2)の生活道路の整備でございますが、1市4町の現状は、29ページのとおりでございます。補償基準、整備基準、箇所基準の内容は、1市4町で概ね同様でございますが、用地処理につきましては、久留米市のみが寄付対応であり、田主丸町、北野町、城島町、三潴町の4町では用地買収対応でございます。したがって、補償基準、整備基準、箇所基準は、合併までに統一化を図るが、用地処理については、当分の間現行どおりとし、統一化に向けた検討を行うということで整理をさせていただいております。

続きまして、(3)の道路認定基準でございますが、1市4町の現状は、29ページのとおりでございます。認定道路の最小幅員は、久留米市、田主丸町、北野町が原則4mとなっておりますが、城島町は級別の規定があり、三潴町は規定なしでございます。こうした現状を踏まえ、各市・町の認定要綱等も確認しました上で、合併以前に認定受けているものは新市に認定道路として引き継ぐことを前提に、認定道路の最小幅員を原則4mとすることで協議・調整が図られましたので、調整内容のとおり整理させていただいております。

(4)の道路等の寄付でございますが、1市4町の現状は、30ページのとおりでございます。寄付の際の測量・登記費用につきましては、久留米市、田主丸町、城島町は行政負担でございますが、北野町、三潴町は個人負担でございます。これにつきましては、行政負担とする方向で協議・調整が図られました。

寄付要件につきましては、先にご説明しました道路認定基準に関します要綱と密接な関係がありますことから、久留米市の例に統一した要綱に基づき処理を行うこととし、その際の

測量・登記費用は行政負担とする、ということで整理させていただいております。最後に、(5)の道路維持でございますが、30ページに示しておりますとおりでございますが、道路維持に関します各業務を実施する方向で協議・調整を行いました結果、現状すべての業務を実施しております久留米市の例を基本に制度統一化を図るということで、整理させていただいております。

以上、道路事業に関する取扱いについての説明を終わらせていただきます。

議長(江藤守國君) ただいまの議案並びに資料につきまして何かご質問がございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

委員(三浦俊明君) 久留米市の例を基準とこう、維持の問題です。27ページの維持。ここで久留米市の例を基準に統一を図ると書いてありますが、これは本当にこれで大丈夫かなという気がいたしますのは、私たちの町では昔から年2、3回、今は道路愛護週間の名のもとに全町民が出て、道路の補修とか砂利まきとか、除草や缶拾いとかやってるわけですが、これは本当に久留米市の例がどうなのか説明していただきたいのと、そういうことを本当にやられる気なのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長(江藤守國君) はい、じゃ回答をお願いします。

都市産業部会(稲益) 都市産業部会の稲益と申します。

田主丸町の方から道路愛護についてのお話ございましたが、これにつきましては各市・町の道路愛護について確認しましたところ、集落単位ごとに年1、2回程度、実施されております。このような状況でございますので、当然新市になりましたら、道路愛護についてもその実態を把握した上で、道路愛護団体等の支援も含めまして調整を行って、統一的に対応してまいりたいと、このように考えております。以上です。

議長(江藤守國君) ようございますか。

ほかにございませんでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、27号議案につきましては、第11回協議会で協議することいたします。

次に、第 28 号議案 公共交通に関する取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

都市産業部会（春田） 都市産業部会都市計画分科会長の春田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料の 31 ページをお願いいたします。

第 28 号議案

公共交通に関する取扱いについて

公共交通に関する取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 15 年 10 月 18 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

32 ページをお願いいたします。

協定項目番号 39、協定項目名 公共交通に関する取扱い

調整内容でございますが、読み上げさせていただきます。

公共交通については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 合併時に実施されている路線バス対策については、原則として、新市に引き継ぐ。
- (2) 合併時に運行されているコミュニティバスについては、原則として、新市に引き継ぐ。

また、旧市町での運行及び検討内容を踏まえ、新市として再検討し、合併後速やかに、新市としてのコミュニティバスの運行を図る、というものでございます。

次に、資料につきまして簡単にご説明させていただきます。

33 ページをお願いいたします。

上段(1)に、路線バス運行補助の 1 市 4 町の現状、下段(2)に、コミュニティバスに関します 1 市 4 町の現状を整理させていただいております。

まず(1)の路線バス対策でございますが、現在北野町を除く 1 市 3 町でそれぞれ運行補助を行っておりますが、現在から合併時まで新たな運行補助路線が出てくる可能性がございます。そこで、そのようなものも含め、合併時に実施されているものについて原則として引き継ぐことで、整理をさせていただいております。

次に、(2)のコミュニティバスでございますが、これについては既に福祉バスとして運行されておりましたり、あるいは平成16年ないし17年の運行開始に向けて検討されておるといふ状況でございますが、いずれにしろ、合併時に運行されているものにつきましては、原則、新市に引き継ぐものとしまして、旧市町で運行について検討されている内容につきましては、合併時に既に運行されてる状況とあわせて新市として再検討を行い、新市としての運行を図るといふものでございます。

以上、公共交通に関する取扱いについての説明を終わらせていただきます。

議長(江藤守國君) この議案に関するご質問がございましたら、お願いいたします。よろしゅうございませうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは第28号議案につきましては、第11回協議会で協議することといたします。

次に、第29号議案 土地利用に関する取扱いについてを議題といたします。

説明をお願いします。

事務局(荒木) 総合調整部会企画調整会議の荒木でございます。

それでは土地利用に関する取扱いについてご説明、ご提案させていただきます。

34ページでございます。

第29号議案

土地利用に関する取扱いについて

土地利用に関する取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年10月18日提出

久留米広域合併協議会会長 江藤守國

35ページをお願いいたします。

協定項目番号 40番、協定項目名 土地利用に関する取扱いでございますが、調整内容といたしまして、都市計画区域、市街化区域と市街化調整区域の区域区分及び用途地域に関する土地利用については、当分の間現行どおりとする。

なお、都市計画区域等の見直しにあたっては、新市建設計画や合併後の土地利用動向等の調査を踏まえるものとする。

また、その際には、地域審議会等の意見を尊重した対応を行うものとする。

資料といたしまして、36ページと37ページにつけております。

36ページでございますが、土地利用に関する取扱いの具体的な1市4町の相違点、都市計画区域、区域区分並びに用途地域ごとに整理させていただいております。

37ページ、都市計画及び区域区分の概念、概要と申しますか、そういうものをつけさせていただいております。

また、用途地域の種類を整理させていただいております。

なお、用途地域の種類の中では、久留米市、北野町、三潴町が定められておりますので、それぞれの定められている内容を整理させていただいているところでございます。

以上、簡単でございますが、提案説明を終わらせていただきます。

議長（江藤守國君） それでは29号議案についてのご質問がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員（田中和義君） 北野町の田中でございますが、終わった後でもよかったんですけどですね、ずっといろいろ提案があります中で、当面とか当分の間とかという言葉が躍るわけですね。それで何かあるところでは、そういうのを何か物差しがあってですね、3年とか5年とか10年とかいうような何かあるかもしれませんが、先ほどはご説明の中で10年ぐらいというのが出てまいりましたから、ちょっと私は混乱してるんですけど、うちの町で町の職員さんが研究会をしたときに、私はそれを聞きましたら、次のように申しておりましたが、先ほどは事務担当者のどなたかの中で、いや10年ぐらいというような話がありましたが、ちょっとあえてここで確認をしたいと思うんですがね。当面というのは、大体どういうふうに理解をすればいいですか。そしてこれは何か根拠というか、文言があってというか、そういうことがあるんですかね。

それから当分の間というのは、これを聞きましたらね、3年以上、その無制限だというようなことを言うてますし、先ほどはどなたか担当の方が10年だとかうおっしゃって、それは今の開発ではありませんが、何か言葉にありますように、何か当面は現状のままでというようなことがありますから、そこに希望を抱いて目標を据えてというか、町民に説明をしたらいいいのかというのをちょっと私今混乱してるんですが、教えていただけますか。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ、回答をお願いします。

事務局（稲富） 事務局の稲富でございます。

ただいまの委員さんのご質問の中で、当面と当分の間と、この言葉についてご質問があったかと思いますが、ご案内のとおり、事務事業の調整方針案並びに協定項目の調整内容案を協議・調整、事務レベルでするにあたりまして、一定その文言表現を統一しておくべきだろうということで、私ども事務局で検討させていただきまして、その整理といたしましては、合併後1年ないし2年間と、そういった場合については当面という言葉で表現をさせていただいて統一しよう。あわせて、合併後3年以上の期間のような場合につきましては、当分の間という言葉で表現し統一しようということで、整理をさせていただいたところがございます。

それから当分の間のいわゆるいつまでなのかといったようなご質問についてですが、先ほども若干ご説明させていただいたところではございますが、1市4町で協議された協定項目等の合意内容につきましては、合併後、基本的には新市において、その行政の継続性という原則でございます。そういったことを、そういった観点からいたしますと、その後、合併後新たな法とか制度の変更、それから地域の意向とか、いろいろ大きな変更を踏まえて、その変更の協議とか合意がなされるまでの間、そういったまでの間については継続されていく、いわゆる期限が定められるものではないというふうに考えております。以上でございます。

議長（江藤守國君） よろしゅうございますか。

委員（田中和義君） はい、何か分かったようで、ちょっと分かんけど。大体言わんとするところはぼやっと、ぼやっとですが。

ただね、前回も私くだらんこと言うたと思うんですが、要は概念というか、用語の解というか、何かそういう物差しというか、あればですね、先ほど10年、どなたかおっしゃったですよね、10年。当分の間というのは、確か。

議長（江藤守國君） それは新市建設計画の期間ですね、それは10年です。

委員（田中和義君） いや、計画は10年ですけどね。それは承知をしておりますが、何か10年と、ああ、そのことじゃなかったんですか。それじゃ訂正します。

はい、分かりました。それじゃ。

議長（江藤守國君） はい、ありがとうございました。

ほかにごさいませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（新山正英君） 市街化区域と市街化調整区域の件なんでございませうけれども、三瀧町でも非常にこの点を皆さんご心配なさっているわけです。先ほど北野町の方からご質問あったように、当分の間現行どおりとする言葉で濁しておられますけれども、これが結局市街化調整区域に入りますと、もう都市開発というのがほとんどできなくなるわけでございます。そういう点で、三瀧町も少しずつ人口が、西鉄沿線でも増えているさなかの中でですね、都市開発ができなくなるような状況が、当町の横に久留米市荒木町がございませうけど、非常に悩んでおられる意見も私伺ったことがありますので、ここらあたりはぜひ少なくとも新市建設計画が10年間ということでありませうけれども、その間だけは現行どおりという部分の中で取り上げさせていただくようなご回答をいただければと、私は思っておりますけれども、いかがでしょう。

議長（江藤守國君） 事務局から回答をお願いします。

都市産業部会（稲益） 線引き制度に伴うその区域区分というのは、ご承知のとおり市街化区域、調整区域の区分ということで、特に調整区域になった場合には、開発がなかなか難しいということでの不安だと思えます。当然開発であるとか、建築に伴ういろんな行為そのものが直接的に住民の方に波及してまいりますものですから、当分の間という相当の期間は、3年以上の間は当分のままということが、まず前提になると思えます。

ただ、新市建設計画がつくられまして、その後、新市が一体的に整備・開発・保全をするという時期が、いずれの時期かまいってくるかと思えます。そういった際に、新市建設計画もしくは土地利用計画等の上位計画が定められた際に、いわゆる線引き制度も含めた都市計画制度を導入した方が妥当ではないかという、そういう時期がくればですね、先ほどのお話ございました地域の審議会等の声を踏まえた上で、周知期間も設けて県と相談しながら決定するということございませうので、今の時点で10年間を限定してくれということとは、それは確定できないというふうに事務局の方では考えております。以上です。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員(新山正英君) 先ほど城島町の佐藤町長が申されましたように、地域審議会の権限、機能といたしますかね、そういうものを考えた場合には、先ほどのご答弁で考えますと、非常に危ぶむ部分が出てくるわけですね。どこまでその地域審議会等については、これからいろんな議論がなされるかと思えますけれども、ここでその市街化調整区域等の意見を述べても、しかしながら市議会の方では否決をされるというような形にも当分なるのではないかとということで、それだけはぜひ皆さん方に、各4町ともこういう部分というのは非常に関連性があると思いますので、全体的な新市建設計画の中で、ぜひある程度の方向性を出していただきたいなと思えますけれども。

議長(江藤守國君) はい、どうぞ。

委員(富松茂治君) 富松茂治でございます。三漕町です。

久留米市と合併したなら、私、分家の方、その線引きのこれその市街化区域の中に入ったっちゃ、当三漕は分家としては最優先でその宅地開発ができる状態で、久留米市ともう格段の差のあるごたる三漕はご理解ができるところでございます。久留米市とこれが合併したなら、私その点がもうとても極端に悪うなりやせんじやろうかという、農協の組合長としても心配しよります。だから、そこんところは今あなたが3年以内はできんと言いなさったばってん、これは15年ぐらい引っ張っていってもらわんと、私はできんと思ひよります。私たちが死んだごころなら、それはようございませうばってん、目ん玉黒かうちはですね、できんてんなんてん、それはできんですばい。こげんかこつば、あなたたちがその3年以内てんなんてん言うなら、農協手挙げて反対するですよ、合併は。これはとにかく徹底的に審議してですね、分家としてならもういかなる土地であろうと、久留米市が線引いたなら何にも建てられんてん言うでしようが。そげなことじゃできん。特別、議員さんたちも何か特例があるそうすけん、この分家に対しては特例ば設けてください。もうできんなら、私にもやんやん言うてくるですよ。お願いしておきます。これは特例ばつくってください。分家の件ですばい。分家の件ですね。

議長(江藤守國君) はい、どうぞ、回答をお願いします。

都市産業部会(稲益) 都市産業部会の稲益ですが、分家については、もう今の開発許可制度の中から許可の要件になっておりますので、分家等については建築できます。今後とも

できます。

委員（富松茂治君） そるけんで合併するとそれの方がだめやんけん、久留米の方へ行かんで大木町の方さい来にゃんよ。ってあんた、やじが飛びよるとですたい。どっちがほんなこつですかね。

都市産業部会（稲益） そういうことはございません。

それは今の法制度の中でもですね、分家については許可の対象になっておりますので、これは法が変わらない限りは大丈夫でございます。

委員（富松茂治君） 分家は何坪ぐらい、大体認められると。

都市産業部会（稲益） それは分家であればですね、何坪という規定ございませんので、何坪でも結構です。

委員（富松茂治君） そんなら、250でもよかですか。

都市産業部会（稲益） それについては個別にまたご説明したいと思います。はい。

委員（富松茂治君） あんた何て言うね。

都市産業部会（稲益） 都市産業部会の部会長をしております稲益と申します。

委員（富松茂治君） 稲益さんね。

議長（江藤守國君） はい、ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

先ほど新山委員さんがおっしゃいました点は、ここに地域審議会等の意見を尊重した対応を行うものとするというこ確認というか、念押しがしっかりございますので、その点もご理解をいただきたいと思いますが。

ほかにございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

はい、それでは29号議案につきましては、第11回協議会で協議することといたします。

次に、第30号議案 学校教育事業・通学区域の取扱いについてを議題といたします。議案について説明をお願いします。

学校教育部会（藤島） 教育文化部会学校教育分科会長の藤島でございます。

学校教育事業・通学区域の取扱いにつきましてご提案を申し上げます。

38ページをお願いいたします。

第 30 号議案

学校教育事業・通学区域の取扱いについて

学校教育事業・通学区域の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 15 年 10 月 18 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

次の 39 ページをお願いいたします。

協定項目番号 43、協定項目名 学校教育事業・通学区域の取扱いの調整内容について
ご説明いたします。

学校教育分科会の事務事業 89 項目につきまして、分科会及び部会で協議・検討を行いまして、すべての項目について合意が行われたところでございます。

本日ここに提案させていただいております調整内容につきましては、任意協議会のときから重要項目として協議をしてまいりました 3 項目について挙げさせていただいているところでございます。

それでは、調整内容についてご説明いたします。

まず(1) 通学区域についてでございます。通学区域につきましては、任意協議会のときから協議を行ってきました項目ですが、小・中学校の通学区域及び学校設置につきましては、現行のとおりとすることにしております。なお、将来において、教育を取り巻く環境に変化があった場合には、必要に応じ検討することにしております。なお、各市町の平成 15 年 5 月 1 日現在における学校数、生徒数につきましては、次の 40 ページに示している資料のとおりでございます。

次に(2) 給食事業についてでございます。これにつきましても、任意協議会で協議を行ってきました項目ですが、給食事業につきましては、各市町において運営方式や給食方式に相違点がございます。そのため、当分の間、各市町の給食運営及び方式を基本とすることにしております。また、給食費につきましては、平成 17 年度より、住民にとって最も有利な田主丸町及び久留米市に統一することにしております。なお、各市町で実施されています小・中学校の給食に関する資料につきましては、41 ページに示しております。

最後に(3) 学校施設についてでございます。これにつきましては、任意協議会で協議

を行ってきました項目ですが、学校施設につきましては、合併前の各市町の施設整備計画を尊重しながら、新市において新たな整備基準の策定を行い、市内小・中学校の均衡ある整備を図ることにしております。また、資料としまして41ページに各市町の学校施設の建設年度別面積を示しております。

以上、学校教育事業・通学区域の取扱いについての説明を終わらせていただきます。

議長（江藤守國君） はい。ただいまの議案並びに資料についてご質問等がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員（富松茂治君） あのですね、私も小学校ば卒業しました。それが、私が小学校に行きよるころはアメリカに負けたけん、アメリカから給食な脱脂粉乳がきよりました。あのころは物が豊かじゃなかったけん、学校給食は大変喜んで、みんなもう余すことなく食べよりました。今は食生活がもう大変すばらしゅうなって、大体奥さんたちのもう、こう耳にぶらぶら下げちよるような人たちは、学校給食はもう家庭に合わんと。そいけん、学校給食はやめてもろたっちゃよかですよちゅう声も、もう大分出よります。だから学校給食はどんどん広がって、これはもう学校給食は、父兄は余り好まんとに学校給食がどんどどこかで押されて、学校給食は県産米ば食べにゃんち、それは農家にとっては県産米ば食べやんめえばってん、学校給食は少うしは敬遠されるごたるふうの流れはなりよらんとやなかですか。やっぱ学校給食は、さっちなからにやでけんですか。こがしこ、もうお店が横ぞにどんどんできて、うちはもうおいしかもんばかり食べよるとに、学校給食は似合わんがのと言われる人が大分おる。私たちの集落にもござるが、これはいかがなもんですかな。

これが皆さん、本当に必要なら、それはよかですたい。ばってん、物ば、あんた見てみなさい。あんた、あがしこん品物ば、あんた、食べんなどんどん捨てりゃ、どこさん行きよつですか。あれは豚ん残飯に行きよつですばい。相当あれは、あなたもう、何で経済から言っ たっちゃどんどん買ってつくるけん。その店はよかろうばってん、物ばあなた、捨てて、あげんして子供は育ていったなら、先の方で子供はあなた方の物はもうちょっとでも捨ててよか物のごとして、ばたばた捨てますが、いかがなものでしょうか。

私の言うこつが、まるっきり間違うとるなら、もうこれはごめんなさいち言わなにゃんで

すたい。そばってん、もう子供がもう物ばあげんおいしいしか物ば食ぶっとん、捨てにゃんちゅうことだけは何とかですね、ちいった教育の中に取り組んでもらわにゃ、物を残しちゃいけん、捨てちゃでけんちゅうことも、やっぱ教え込んでから給食そのものもせんなら、ああた、もう日本人ってばあんで捨てるち思うですよ、こげんかつは食いよらんちゅうて。

そいで、そこんにきはどげなふうじゃるか。そいば確かに出てきて、うちで嫁さんがちゃあん寝てから、もうコーヒー、お茶も飲ませな、学校行かんねちゅうて、我がぐうぐう寝てから来るなら、それは腹減っとるけん、学校ん給食ば食べよる子もおっすたい。

しかしですね、もう学校ん服も似合わん、学校ん給食も似合わん、うちはどっちかちゅうと、まあいっちょ上のクラスの学校に行かにゃんとじゃんちゅうお方たちは、給食じゃもう全然、もう普通の者が食べよつとば、あたん方はあげなつばそげん喜んで食うですかちゅうて、言いよるですばい。ちょっとああた、差別のごたっふうですもんね、学校給食は。

よろしく願ひします、そげなふうな。さっきから言うところこつがまるつきり間違うとるなら。

議長（江藤守國君） 学校給食の必要性等についてのご意見でございますから、何か回答というか、実態について何かありましたら願ひします。

教育文化部会（藤島） そういったご家庭の声もあるかと思ひますけれども、私どもが把握してますところでは、学校給食については必要という保護者も大変多いように思ひております。

分科会、部会におきましての協議は、小学校、今ある給食については各市、各町の給食運営の方針を基本として、それを尊重しながら新市においても続けていくということで協議をしておりますので、その点についてはよろしく願ひをしておきたいと思ひます。

また、食の教育については、今後、学校教育の中で新市においても取り組んでいきたいというふうに思ひておりますので、どうぞよろしく願ひいたします。

議長（江藤守國君） ほかにございませんでしょうか。

それでは、ただいまの議案につきましては、第11回協議会で協議することといたします。

次に、第31号議案 社会教育事業の取扱いについてを議題といたします。議案について説明を願ひします。

教育文化部会（久保田） それでは、教育文化部会社会教育分科会の会長をいたしております久保田でございます。

社会教育事業の取扱いにつきましてご提案を申し上げたいと思います。42ページをお願いいたします。

第31号議案

社会教育事業の取扱いについて

社会教育事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年10月18日提出

久留米広域合併協議会会長 江藤守國

それでは、次の43ページをお願いいたします。

協定項目番号が44、協定項目名、社会教育事業の取扱いの調整内容について、ただいまからご説明をいたします。なお、社会教育事業の取扱いにつきましては、大きく社会教育分野、それから社会体育分野、それに人権・同和の3つの分科会がございまして、社会教育分科会の事務事業を見ますと、106項目にもなっております。また、社会体育分科会の事務事業が10項目ございます。また、人権・同和分科会の事務事業が41項目につきまして、それぞれの分科会及び部会でこれまで協議・検討を行ってまいりました。その結果、すべての項目につきまして、合意が行われたところでございます。

そこで、本日ここに提案させていただいております調整内容につきましては、任意協議会のおときから重要な項目だとして協議をしましてまいっております項目事項でございまして、特に住民の日常生活にも非常に関係するものといしまして、そこに掲げております6項目につきまして協定項目としているところでございます。

それでは、具体的に調整内容につきましてご説明をさせていただきます。

まず（1）生涯学習・社会教育事業についてでございます。「ア」といたしまして、学習関係の講座等は、当分の間は現行どおりとし、合併後、新市において統一に向け調整することにしております。これにつきましては、各市町では、それぞれ主催講座、あるいは教室として高齢者から青少年までを対象に、さまざまな事業が実施されておるところでございます。また、公民館など身近なところで開催されておりますので、地域の実情を踏まえまして、当

分の間は現行どおりとしております。ただし、国・県からの委託事業も実施しておりまして、同一、あるいは同種の事業につきましては、新市全体の均衡を考慮し、合併時までには調整することにいたしております。

次に、「イ」でございますが、生涯学習センター等の複合施設は、効率的な管理運営を行うため、調整・検討を行うこととし、公設の公民館は現行のままとすることにいたしております。なお、利用料金や利用規定などの料金体系などにつきましては、合併後検討を行うということで調整いたしております。なお、各市町におきます講座等の開催状況とか、生涯学習の社会教育施設につきましては、次のページ、44ページに示しておりますので、資料をご覧くださいと思います。

次に(2) 図書館の事業でございます。これにつきましては、任意協議会のときから協議を行ってまいりました項目でございます。住民の皆さんが利用しやすい図書館になりますように、休館日とか貸し出しの手続等につきましては、合併時に統一することにいたしております。ただ、開館時間につきましては、地域の状況によりまして、それぞれの図書館が独自の運用もできるようにいたしております。なお、各市町の開館時間、それに休館日につきましては、次の45ページに示しておりますけれども、休館日での大きな相違点が1つございまして、それは国民の休日の取扱いでございます。現在、城島さんが国民の休日は開館をされておりまして、その翌日を休館日とされておりまして、したがって、こういった休日の取扱いにつきましては、統一の方向にて、利用しやすい図書館を基本に調整を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に(3) 番目、文化芸術活動振興事業についてでございます。文化芸術にかかります施策とか事業、それに施設の管理・運営につきましては、合併時は原則として現行どおりといたしまして、合併後に新しい市において全体的な統一化を図ることにいたしております。

文化芸術事業につきましては、各地域の歴史的な背景、または地域特性というものを配慮するとともに、それぞれ文化団体がございまして、そういった団体につきましては、その自主性とか主体性なんかを尊重いたしまして、合併の後にそれぞれの団体の協議をいただきまして、統合化を図るということにいたしております。なお、それぞれの市町の文化事業とか文化施設につきましては、その45ページにも示しておるところでございます。

次に(4)番目、スポーツ振興事業でございます。「ア」といたしまして、合併時に体育協会を一本化いたしまして、施設の管理運営を統一することとし、料金体系等は合併後地域において検討を行うということにいたしております。

1市4町の体育協会の状況を見ても、久留米市は財団法人でありまして、4町につきましては任意の団体がございます。そこで、合併を機に久留米市体育協会に一本化しようとするものでございます。また、1市4町の教育委員会で管理を行っておりますスポーツ施設がございますが、これは全体で42カ所に上っておりますが、久留米市では体育協会にこの施設の管理・運営を委託をいたしております。また4町におきましては、それぞれが利用されております団体、あるいはシルバー人材センター等に委託がなされておる状況でございます。

そこで、体育協会の一本化というものに合わせまして、こういったスポーツ施設の管理運営につきましても、基本的には久留米市体育協会に統一をしようとするものでございます。その際、4町の現在の管理・運営の実態を踏まえまして、再委託が必要であれば再委託を行うということで考えておるところでございます。また、それぞれのスポーツ施設の開館時間、あるいは利用料金につきましては現行どおりとし、特に利用料金につきましては、受益者負担の原則に基づき合併後見直すということで調整をさせていただいております。

次に「イ」といたしまして、市民町民体育大会につきましては、新市のスポーツフェスタを新設することといたしておりますが、また既存の競技大会につきましては、地域の意向を尊重いたしまして調整することといたしております。市民町民体育大会につきましては、久留米市ではくるめオリンピックを開催いたしておりますが、4町におきましては町民体育会というのが実施されております。

合併後におきまして、1市4町の市民交流事業といたしましては、スポーツ大会というのは非常に目玉事業になるのではないかとこのように考えておるところでございます。そういったことから、新市全域の住民が参加できるようなスポーツフェスタというのは新設することといたしまして、調整させていただいております。

なお、現在行われております町民体育大会につきましては、地域の実態を踏まえまして、継続が必要であれば開催していただくよう協議をいたしておるところです。また、それぞれ

の町で行われております既存のスポーツ大会につきましては、地域の意向を尊重することで調整をさせていただいております。そういった内容、資料につきましては、46ページにお示しをしておりますところでございます。

次に(5)番目、人権・同和事業についてでございます。人権・同和対策事業及び人権・同和教育事業につきましては、新市においても引き続き推進をしていくことにいたしております。これにつきましては、事業の基本的な方針を総論的に取りまとめさせていただいておりますところでございます。

最後になりますが、(6)番目、男女平等政策事業についてでございます。男女共同参画社会推進事業は、合併後、より制度が充実をしております久留米市の例により統一することとしております。この事業につきましては、久留米市だけが条例、あるいは行動計画、また審議会の設置など、一定制度が整っておりますので、久留米市の例により統一するということとさせていただいております。

以上が社会教育事業の取扱いについての説明でございます。終わらせていただきます。

議長(江藤守國君) ただいまの議案並びに資料につきまして、何かご質問がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員(別府好幸君) 田主丸町の別府でございます。(4)のスポーツ振興事業について、ちょっとお尋ねいたします。

合併時に体育協会を一本化するということで明言してございます。先ほどの説明にもありましたように久留米市は財団法人、残りの4町は任意団体ということでございますが、体育協会の、久留米市も含めまして、各町の参加団体は内容的にはほぼ変わらない団体なのか、お尋ねいたします。

議長(江藤守國君) はい、じゃ回答お願いします。

教育文化部会(内堀) 久留米市体育協会の参加団体数は34団体ございまして、ほかの町におきましては15前後だったかと思えます。それで、特徴的なことといたしましては、例えば北野町とか、そういったところにおかれましては、相撲関係の団体があったりしております、若干異なる部分はございます。以上です。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（別府好幸君） 各町当たり15、6の参加団体かと思えます、今ご説明のとおりかと思っております。34団体の中で、各町が15、6の団体が一つになるということになっておりますが、この競技団体は久留米市の方がそれだけ多いということで、うちあたりが16団体とかございますが、その中で一緒にやっていける団体がそろっておられるんだらうと、今のご説明で私なりに判断いたしますが、ただ、各町それぞれにスポーツの中にも伝統があり、また歴史があります。またそのようなところは、その体育協会を一本化するという協議の中で、お話し合いは行われたのかでしょうか、そこをお願いします。

議長（江藤守國君） はい、じゃ回答をお願いします。

教育文化部会（内堀） 社会分科会の内堀でございます。

まず、4町の体育協会におかれましては、目的や事業面におきまして、久留米市体育協会とほぼ同様の活動がなされておるといふふうにお伺いいたしております。そこで、1市4町まとまった形で活動しました方が、全市的な各種スポーツ大会の開催や市民向けのスポーツ教室等の開催、あるいはスポーツリーダーバンク等の整備を図る上でも一本化した方が効率的だと考えております。したがって、分科会の中ではそういった面を踏まえまして、一本化の方向で調整させていただいているところでございます。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（別府好幸君） 私個人的な考えかもしれませんが、もう少し各町のスポーツについて検討していただければ、また優れた部分、いい部分は久留米市さんの今のようなお考えで進められるかもしれませんが、各町ごとにスポーツの中にも先ほど言いましたように伝統・歴史、またいろんなすばらしいものがあるかと思っております。そのようなものをもう一度発掘し、今後新市においてスポーツの中で、ぜひともそういういい部分をもっと取り入れて活用していただければと願っております。

また、これは私のお願い、一方的なお願いになるかもしれませんが、そのような中でもし各町、北野町さん、三瀬町さん、城島町さん、そして田主丸町と、そして久留米市さんと、いい部分があればそこを尊重し合い、そのスポーツ、すべてのスポーツを各町で1市4町でオリンピックのように回すということは、非常に厳しい状況もあるかと思っておりますが、そこで

本当にこの町で優れた競技、またはスポーツがあれば、ぜひとも1市4町で当番制でも結構です、回して、そういう競技をされるような部分まで考えていただけたら幸いかと思いますし、そのような考えになっていただくためにも、もし時間があれば各町のそのような優れた部分を、またこのスポーツの中で検討していただきたいというのをお願いいたします。

議長（江藤守國君） はい。そういうご意見を踏まえながら、今後取り組んでいくということで、お願いしたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

はい。富松委員。

委員（富松茂治君） あのですね、この男女平等政策事業についてですたい。そうするとこれはその、女の方も男の方も、ちょっとここの中から吸い上げますと、課長とかまだ市長さんとかちゅうごたるふうに偉うなっていくとの道標かもしれませんが、その道の方ばかり上げにゃんち思いますばってん、私が思うとには、少し線路から外れますかしらんが、合併に当たって今後検討してもらいたいとは、お父さんがお勤めになって亡くなったなら、お母さんに半分ぐらいの手当がいきますが、女の方で課長さんとか、また課長さんの手前ぐらいお勤めになって、お父さんが家でご飯炊いておっても、女の方が亡くなると手当はいかんと。男の方でも幾らかは、今は全然いきよらんですもんね。それが、あんた、いくごたるふうに検討をしてみてください。

母子家庭の方は、いっぱいいきますよ。しかし今度は、男の方は、父子と言わにゃんそうです、男の方が子供を育てて、女が子供を捨てていたら、男の方には全然お金はいかん。女は男女平等ちゅうばってん、えらい優遇されとつです。優遇されとらん、男女平等、男女平等、このごろ言いよるごつばってん。とても女は男以上にもて上げられて、男が今泣きよつですばい、何のこつ。女は今利口かけん、退職金のくるとです、ぶうっと退職金ひん握ってから逃ぐるけん、男はもう子供育て泣きよります。そこんところをです、何か知恵ある方もいっぱいござろうけんです。

議長（江藤守國君） ご意見として。

委員（富松茂治君） ご意見として、よろしゅう検討ばしてみてください。合併したきっかけにです。よろしゅうお願いしときます。

議長（江藤守國君） はい。

ほかにごいませんか。

はい、どうぞ。

委員（益永エミ子君） 北野町の益永でございます。私もスポーツ振興事業についてお尋ねいたしたいと思います。

北野町あたりでは、こういうスポーツの室内競技は、公共施設を借りるのは無料になっておりますが、久留米市さんでは有料だとお聞きしておりますが、室内競技である剣道とか柔道とか、それは青少年健全育成においても非常にプラスになっていることだと思います。そういった観点で、北野あたりでそれを有料化していただきますと、ちょっと困る人たちが出てくるのではないかと思います。

今までの、この協議の内容で聞いておりますと、新市において検討を行うとか、合併後検討を行うとかという箇所が非常に多うございます。気がついてみれば久留米市さんのつぼにはまってしまふんじやなかろうかと、そういう心配もございませし、そういうことがないようによく検討、審議していただきたいと思ひます。以上でございます。

議長（江藤守國君） 今のは、ご質問ということですか。

はい、じゃどうぞ、回答お願いします。

教育文化部会（久保田） 施設の利用料につきましては、確かに久留米市の場合は有料というふうなことが基本になっておりますが、例えば今おっしゃいましたように、室内競技は体育館で行われる場合がほとんどだと思いますが、久留米市では、例えば小学校とかにつきましては、無料で開放しているのが実態でございます。

ただ、今日の流れからいきますと、受益者負担という流れもございませるので、合併後そういった視点も踏まえながら、今後検討していくことになるかというふうにご考慮しております。

議長（江藤守國君） ほかにごいませんか。

はい、どうぞ。

委員（平田 正君） 城島町の平田ですけれども、先ほど北野町の益永委員さんが言われたようにですね、「合併後に検討を行っていく」、そういう部分が多いんですけれども。それでは、どういう方針でどういう調整で検討するかという部分を言ってほしいと思ひますよ

ね。例えば先ほど言われてましたように、受益者負担は必要だと言われますけれども、平成の合併ではサービスは高い方に負担は軽い方という方針はかなりいろんな合併方針では出てるんですけども、そこら辺の部分が、そういう合併後に決めると言われても、合併後にどういうふうにするかという方針をこの協議会の中で事務局の方から出してほしいと思うんですけども。

議長（江藤守國君） それはご質問ということですか。

はい、じゃ回答をお願いします。

教育文化部会（久保田） これまでの協議をいたしております中では、確かにそういったご質問があたりかというふうに感じておりますが、これまで分科会及び専門部会での協議の中では、今後そういったものも含めまして合併後に協議をするというところにとどまっているのが実態でございます。本日ここで、どうだというのはなかなか申し上げにくいわけですが、先ほど申しましたように分科会の中でも一定、受益者負担というものも出されておりますので、そういったところも視野に入れながらの検討をすることになるかというふうに、現時点では感じております。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（平田 正君） それは分かるんですけども、結局すべて合併後に検討を行うだけで協議会で私たち委員が承認させられてですよ、それを皆さんが、各町議会が承認してなった場合に、私たちの意見の方向とは違う方針で新市が、そういう方針が、自分たちが思ってるよりも、もっと強い負担がきたと、違ったように感じになるんじゃないかという心配がありますので、できたらその調整方針という形で、ある程度どういう流れで、今後合併後に検討を行うという文言を、入れてほしいと思うんです。

議長（江藤守國君） それはご意見として、ようございますか。再度のご発言は。

ほかにございませんか。

どうぞ。新山委員さん。

委員（新山正英君） 三瀧の新山でございますけども。

生涯学習・社会教育事業を行うためには、社会教育団体の手助けが今でも非常に多いわけですね。それで、これは合併協定項目の中の17番の補助金・交付金等の取扱いということ

で出てくるかと思えますけれども、当町でも婦人会、あるいは老人会、他のそういう方々の手助けで社会教育がなされている側面というのが非常に大きいわけですが、このあたりの取扱い等が全然記述されていませんけど、どんなふうな形になっているのでしょうか。

議長（江藤守國君） はい。じゃ、回答お願いします。

委員（新山正英君） 質問内容がわからなかったかと思えますけれども、当町でも婦人会とか、三瀨町では尚寿会と老人会を言ってますけども、それなりの補助金等を出して、その団体を保護、フォロー、あるいは手助けをやっているわけでございます。この特に社会教育というのが、今から非常に重要性を帯びてるわけでございますので、こういう下支えの団体の方の育成、そこらあたりも含めて生涯学習・社会教育事業というのが成り立っていると私は思っているわけでございます。そこらあたりの記述というのが全然ないし、先ほど申しましたように、これは補助金等である程度支えをしてやらなければ、当然運営ができない部分もありますので、そこらあたりをどう考えておられるのか、ちょっとお尋ねしてるわけでございますけれども。

議長（江藤守國君） はい、じゃお願いします。

教育文化部会（久保田） 大変申し訳ございません。遅くなりました。

この中で具体的に、今回の項目の中で表現いたしておりませんが、これまで分科会の中で、あるいは部会の中で協議をいたしております事務事業の中で、そういった内容についても当然検討してまいっております。それはさまざまな社会教育団体がそれぞれの1市4町に活動されております中で、それぞれの市町が、またそれに対します助成というのを同時に行っているというのが実態でございます。したがって非常に、それぞれで育てられております社会教育団体につきまして瞬時に、合併と同時に統一するというのは現実困難だろうというふうに思っておりますが、当分の間につきましては、現行どおり助成及び推進を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（新山正英君） ということは、現在三瀨町が婦人会等にやっている補助金等の金額というのは、そのまま移行するということですか、合併後も、当分の間は。そういう認識でよろしいですか。

議長（江藤守國君） はい。そういうことですか。

事務局（久保田） 金額の補助額につきまして、そこまでがまだ具体的には議論をいたしておりませんで、当面、そういった社会教育団体への助成等につきましては、当分の間行うということではございますが、金額までは、現在協議を行っておりません。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（新山正英君） それは金額が一番問題なんですよ。そこを当分援助するといっても、現在三瀨町が行っている金額の半分以下になればですよ、それは援助したちゅう結果にならんわけですよ。援助するということは現状維持ということでしょう。そういう認識でとらえてよろしいですか。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

いいですか、そういうことで。

当分の間助成を継続するということは、そういうことじゃないですか。現行のものを継続するということ。ほかの項目も大体そういう方向ですからね。

教育文化部会（久保田） 大変申し訳ございませんが、これまで、先ほど申しましたように、それぞれの地域で活動されております団体につきましては、当然、新市に引き継いだ中でも1つの団体としての取り扱いをしていくということには変わっておりませんが、額を引き継ぐということにつきまして、これまでまだ協議いたしておりませんので、そういうお答えをさせていただいたところでございます。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（新山正英君） もちろん、この合併協定書の項目の17項目の中に、補助金・交付金の取扱いがございますので、そこらあたりで出てくるかとは思いますが、ぜひここらあたりは前向きに、ぜひ当分の間、ぜひ現状のままの状態の中で新市になっても引き継いでいていただきたいと、要望だけはいたしておきます。以上です。

議長（江藤守國君） はい。ほかにもございませんか。

どうぞ。

委員（古賀正邦君） 田主丸の古賀でございます。

非常に初歩的な質問でございますけれども、先ほどから問題になっております体育協会で

すか。こういったその、いわば民間レベルの団体だろうと思うんですが、財団法人とか任意の協議会とかというような団体についての合併、統合ですか、そういったものを、その団体を飛び越して合併するというようなことの決定ができるのかどうかということが1つ。

それからそのことは、私は文化協会に所属しておりますけれども、文化協会でも1年ぐらい前から、合併したらどうなっていくのかというような心配、不安、そういったものがあるわけです。そういう団体には話がなくてほんと、その協議会、あるいはすり合わせの段階で合併しますよというような方針が出せるのかどうかということ、1つお尋ねしたいと思います。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。回答をお願いします。

教育文化部会（久保田） 体育協会、あるいは文化団体の今後のそういった統合に向けての考え方だろうと思いますが、確かに今おっしゃいましたように、それぞれの団体につきましては1市4町で自主的な運営、またその活動がなされておるといのは十分承知いたしております。これを行政が一方的に統合するとか、あるいは統一するということは、ご指摘のとおり直接的なものではございませんので、できるものではないというふうに理解いたしております。

ただ、そういった中に今後につきましては、さっき申しましたように、それぞれの団体の主体性、あるいは自主性というのは十分尊重する中で、関係協議というのも行政としては一方に関わっていければというふうなことで、先ほどの調整方針をさせていただいたわけでございます。

したがって、合併後の将来にわたってのあり方につきましては、そういった全体的な調整を行う必要があると認識をいたしておりますので、そういった中で行政がその役割を担っていきたいということでございます。

議長（江藤守國君） ほかにございませんか。

はい、どうぞ。三浦委員。

委員（三浦俊明君） 私の場合は要望でございます。

私、先ほどの国際交流のときに申し上げたんですけども、事務局の全体の調整が極めてこう静態的合併調整という感じが濃厚の印象を受けるわけでございます。もう少しこう動態的

に考えられないかということで提案したいんですけども、例えばスポーツ大会なんかですね、合併後1市4町ですから幾つかまとまるわけですけども、例えば5年間なら5年間、当分の間でもいいんですけども、その持ち回りで開催するとかですね。あるいは久留米を中心にして、例えば柔道であればどここの町だとか、バレーボールではどここの町とかですね。そういう合併効果が、合併したなという感じですね。あるいは住民の交流ができるような開催地の決定だとかですね、そういうところがどうして出てこないんだろうかという気がするわけでございます。

そういう意味では、要望としましては、少なくとも合併をしてしばらくは、そういう交流ということ意識を持った開催地の決定だとかお願いできんかと。それから同じように、生涯学習とか、そういうものもですね、合併した後、非常に不便になっちゃったと。田主丸とか三潁でやってたのが全部久留米に持って行かれるということじゃなくって、そのこのところのその回し方を、やっぱり方向で出せば、これはこの中に議員の方が3分の1くらいおられるはずですけども、議員さんの選挙にも絶対プラスになると思うんですね。だからそういう点を、ぜひ1つお考えに入れていただきたいというふうに思います。

議長（江藤守國君） はい。ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（平田 正君） 城島町の平田ですけれども。

私も、そのスポーツ大会を5年間なら5年間ぐらいに、各市町で持ち回りとは大変いいアイデアだと思うんですけども、やはりこういうふうにはですね、文章で新種のスポーツフェスタを新しくつくるみたいなことを言われると、どうしても行政上の、上からぼんと何か与えるようなイメージがありますんで、新たな体育大会を考えるとかなですね、そういう内容とかも今後十分検討してほしいという要望を言いたいと思います。

議長（江藤守國君） はい、ありがとうございました。

はい、どうぞ。

委員（富松章子君） 三潁町の富松と申します。

今、三潁町の新山委員からも提案がございましたけど、社会教育団体、文化協会ないしは婦人会、その他、老人会についての提案をさせていただきたいと思います。

地域の時代と言われておりますが、婦人団体はやはりこれからの高齢化社会に向けて、本当に地域では相当の努力をしておりますし、今後へ向けての高齢化の社会をどう支えるか、子育てをどう支援していくかなど、本当に細やかな企画を立てながら一生懸命に先に向かって、将来に備える地域づくりを考えているわけでございます。

久留米市の場合と、この私たち4町の地域とは、多少その婦人団体とかそういう役割が、ちょっと重さが違うかもしれませんが、社会教育団体を取り扱っていただく場合に、ぜひこの点を考慮していただきまして、その地域づくりにどう関わっているかという団体を絶対考慮していただきたいと、切に希望いたします。

議長（江藤守國君） はい、ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（田中和義君） もう私は言わんつもりでございましたけども、ここまで来たらちょっと一言。

今このスポーツ振興とかいうことで、大変いろいろ貴重なご意見が出ておりますが、この社会教育事業という中の、(2)(3)(4)とかいう項目の中で、いろんなものがあることを掲げて、合併時に統一するとか、施設管理運営を統一するとかという、コントロールをする内容が出てますよね。したがってこの料金のところでも、久留米市は金を取っておりますが、ほかのところでは幾つか取ってないところがある。したがって、この文言を頭において考えるならば、そこもまとめて取るよというような感じに私どもは解釈するんですが、事務当局ではいろいろご検討をいただくときに、そういう料金を取らないところがあるから、久留米市はスポーツ人口も絶対数が多いんだから、その周辺の地域へ流れてくることがあり得るよ、場所もいろいろな団体がやるときには取りにくいから、そういうただのところがあれば、そっちへ流れるよというようなシミュレーションというか、そういう想定をされたことがおありでしょうか。まずそれ、ちょっとお伺いします。

議長（江藤守國君） はい。じゃ、回答をお願いします。

教育文化部会（内堀） 社会体育分科会の内堀でございます。

そういったシミュレーションは行っておりません。

委員（田中和義君） シミュレーションはなくても、そういう状況を想定されたことがありでしょうか。

議長（江藤守國君） はい。

教育文化部会（内堀） 確かに想定したことはございます。

委員（田中和義君） あるんですか。おありならばですな、久留米市がですよ、その地方に合わせて、という発想はそのときには、どうやったですかね。

議長（江藤守國君） はい、回答をお願いします。

教育文化部会（内堀） 受益者負担ということですね、そういう考えのもとにスタートいたしておりますので、そういう発想は持ち合わせておりませんでした。

委員（田中和義君） そうですか。受益者負担は分かっているんですが、スポーツ振興とか何とかということで、管理費、例えば公の施設ですと、いろいろ借りても幾らも財源が潤うようなことは、多少の修繕費とか管理費は若干増えるかもしれませんが、そういったものは全体から見ますと、いかほどもない額とかパーセンテージだろうと思うんですが、発想を転換していただいてほしい、何でも久留米でやるから久留米の県立公園かどこか知りませんが、あの辺に集めて何かやるよ、金も取るよでなしに、そういう発想の転換は、余地はありませんか。

議長（江藤守國君） そういった点も含めて今後検討していくということでしょうか、今後そういうご意見を踏まえながらやっていくということ。

委員（田中和義君） そういうことも、今、会長さんがおっしゃるようなことでよろしいんですね。これを見る限りでは、何かそういう集めて、そして銭取るよというふうに取れる感じ。だからそういうことが、各分科会なり会談で持ち上がるときにそういうやり取りがあって、そういう思想がどこかに反映されてこうなるといふのなら、私はもうこれでいいんですが。

議長（江藤守國君） それがその施設の種類にもよると思うんですね。だからそこらあたりを踏まえながら検討していく必要があると思います。すべて無料とかということじゃなくて、やっぱり施設の種類によって受益者負担も一定お願いするということにもなるかと思っておりますので、その点を踏まえて検討をお願いします。

委員（田中和義君）　そうですね。それでは、ぜひひとつよろしく願いをします。

議長（江藤守國君）　ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（深町英俊君）　北野の深町ですが、今日は言わんめえと思ひよったけど、誰でん言わっしゃるもんで、もう時間な過ぎて、日本シリーズのありよるごたるようでございますけど、手短にいきたいと思います。

これは何でもかんでも無料ということじゃなくして、今、田中委員が言われるように、たまたま北野町が無料といったら、そんなら宮ノ陣地区の人が使いたいから、そんなら北野はただげなけんそこで使おうか、同じ久留米市じゃんかと、こう言われて来られた場合、非常に困るとこもあるわけですね。こっちが使おうと思っても使われんわけですから。

そうすると、体育協会というのがあって財団法人と言われれば、1つ1つここに何か連絡が来にゃならんわけでしょう、久留米市の方に、市役所の方に。北野町からわざわざ、目の前にある体育施設をそういう形でしなくてはならないなら、非常に問題があるようでございます。これは北野町においてもナイターについては、金はもらっとるわけですね、当然。今青少年のなんかについては取らないということでございますけど。私も、柔道の北野道場の期成会の会長をしておるわけです。それが久留米は柔道が全部、久留米地区はほとんど来て一緒に試合をしよるわけですね。それは問題はないと思いますけど。

あそこの市民体育館ですか、剣道と柔道が、2階が剣道で下が柔道が確かあっておるわけですね。ああいう方については無料だとは思いますが、その電気料なんか取るわけですか。

それと、これは私が言いよるとは、何か久留米に合わせて調整する、調整するということでございますけど、今、市長が言われるけど。逆に何かただになる、無料になるような調整ばされないんですか。私はそこを強く要望します。

議長（江藤守國君）　はい、要望ということで。

委員（深町英俊君）　いや要望ですけど回答を、一応答弁をいただきます。

議長（江藤守國君）　今日のご意見をお伺いするということで。

委員（深町英俊君）　じゃ、議長、今んとは返します。そんなら、分かりました。

私が今、今後言うとは、どういう施設があって、どういうふうに使って、何をするかとい

うことで、北野町の学校は中学校、小学校、体育センター、ほとんどママさんバレー、大人のバレー、子供さんのバレー、そこで全部使っておるわけですね。それを全部、有料に取られるというなら、とんでもないことが北野町に起きます、こういうことをしよるならですね。

これについても私は、どこがどういうふうに、学校なら学校の施設は無料と。もう久留米は大きな陸上競技場がありますので、それは公認になりますので、ただの必要もございませんので分かりますが。ただ、どういうところについて、学校やらについてはどこまでが有料で、どこまでが無料かということを次回には、会長さんが言われたように要望はされないということでございますので、それを報告されるように、これも要望しときます、今度は。

議長（江藤守國君） はい、ありがとうございました。ご要望ということで承っておきます。

ほかにございませんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

はい。それでは、ただいまの議案につきましては、第11回協議会で協議することといたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました協議事項はすべて終了いたしました。

その他の項に移ります。

事務局から何かありましたらお願いします。

事務局(田中) 事務局の方から、今後の協議会開催日程等についてお願いがございます。お手元に今後の久留米広域合併協議会の会議開催日程及び管内視察の実施について(案)という資料を配布いたしております。

その資料に則し説明いたしますが、協議会の開催につきましては、第2回協議会におきまして月1回の開催を原則とすることで申し合わせを行い、これまでそのように進めさせていただいたところでございます。しかしながら、本日提案説明させていただきました9項目の合併協定項目を除きましても、今後26項目について新たに提案説明させていただき、協議をお願いすることとなります。今後の協議会スケジュールを考えました場合に、新市建設計画を除きまして合併協定項目につきましては、本年中の協議終了を目指したいと、そのように考えております。

したがいまして、よろしければ11月、12月につきましては、月2回の開催をお願いで

できればと存ずる次第でございます。なお、日程につきましては、第11回協議会を11月12日水曜日、第12回協議会を11月22日土曜日、また第13回協議会を12月6日土曜日、第14回協議会を12月20日土曜日に開催させていただければと存じます。

委員の皆様には大変お忙しい時期に誠に恐縮でございますけども、よろしくご理解のほどをお願いいたしたいと思っております。なお、会場につきましては、現在調整中でございます。本日ご同意いただければ至急調整をし、後日ご連絡させていただきたいと思っております。

次に管内視察の件でございますけれども、平成15年11月17日の月曜日に管内視察をさせていただければと思っております。前回ご案内しましたとおり、合併後の新市の基幹施設、あるいは主要事業の関連施設、そういったふうなものをバス等で視察をしたいということで考えているところでございます。9時から17時までの予定で考えております。現在、施設等につきましては、各市や町と調整中ございまして、詳しいスケジュールができ次第、またご連絡させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。以上でございます。

議長（江藤守國君） ただいま事務局から説明がありましたように、今後ご協議いただきます協定項目を考えますと、本日新たに9項目を提案させていただいたわけでございますが、これ以外にあと26項目の提案、協議をお願いすることになります。合併協定書の調印と各市町の議会での合併の議決、あるいは国・県等への手続など、今後合併までのスケジュールなどを考えますと、新市建設計画を除きまして本年中の協議終了を目指したいということで、先ほどお話がありましたように11月、12月につきましては、月2回の協議会開催を予定させていただいているところでございます。ぜひご了承をよろしくをお願いいたします。（「ちょっと」と呼ぶ者あり）

はい、どうぞ。

委員（川地東洋男君） それでは一言発言させていただきます。久留米の川地でございます。

今、会長がおっしゃいましたように、本年中にいろいろ山積する案件等について整理をせないかんというのは、そのとおりでございます。したがって、そういう状況からすると、月2回ずつせざるを得ないということについても、状況等についても理解をいたします。

ただ、これは何回も会長並びに事務局に申しあげましたけれども、取扱い項目が非常に多項目に渡りまして、分野が広うございます。これらの問題について、ワーキンググループなり専門部会なりでそれぞれ整理をされまして、幹事会でされまして、そしてここに提起をされております。しかし、その間のそれぞれ現状認識なり、問題点なり、改善策なり、調整等について、どういように非常に苦労しながら長時間、時間をかけてきたのか、深夜に渡ってまで議論をしてきたのか、私どもには何も分かってないんです。したがってこれは三浦委員も言われましたように、その間について、各町から専門委員なり、あるいは幹事さんも出ていらっしゃるから、委員の数は高々7名でございます。会長、副会長を除きますと6名でございます。6名の皆さん方に、ぜひもっと詳細な説明をいたしませんと、現状認識から質疑をしていきますと、何時間あっても足りません。現状認識をお互いにした中から問題点を把握をして、改善をするという議論をしていきませんとね、これは毎日毎日議論しても、これは今年中には終わらないんですよ。

ぜひそういう意味では、これは佐藤副会長もおっしゃったと思いますが、ワーキング部会、作業部会なり、それぞれの専門部会です、幹事会で立ち上げて、整理して提起をしてる。そのルートでは整理したかもしれませんが、委員の皆さん方には情報は一つも入ってない。だからね、現状認識からの議論をしたら何時間あっても足りないんですから。何回も申し上げてきましたけど、ひとつも改善をされておられません。

月2回してですね、今年中に何とか整理をしたいということについては、私は理解いたします、協力します。協力をしますが、前提条件が成立しなければ、これ協力できないんです。

したがって、ぜひそれぞれのご提起されたことについては、皆さん方が各町からもそれぞれ部会に参加されている皆さん方がいらっしゃいますから、各委員の皆さん方には事前に、こういう状況ですから、こういうふうになりましたから、こういうふうにご提案しますということをご説明していただきまして、分かったということで会議を開いていただきたい。その分かったということは、じゃ賛成ということをおっしゃるのではないんですよ。反対なら反対でいいんです。しかし、そういう提案をしたことについてが理解ができないということでの議論では、時間が足りませんので、ぜひこれは会長も心していただきたい。それでなければ、月2回こういう会議をしても今年中には絶対終わりませんから、基本的に改めていただきたい

いということ強く要望しておりますので、お願い申し上げます。

議長（江藤守國君） はい、ありがとうございました。

今、川地委員からお話がありました。確かにそのとおりだと、私もっております。

それで、各町の委員さん方と、各市町ごとに専門部会、分科会で協議をなされたものは、十分ご説明をいただいて、そこで各委員さん方もご理解をいただいた上で、この協議会に臨んでいただくと、そういう手続をぜひお願いしたいと。私からも、各市町にそういうことでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

副会長（砂山惣吉君） お疲れさまです。

ちょっと確認ですが、三瀧の富松委員から質問が出ておりました土地利用の関係です。

分家あたりについては許可できるというような、これは都市計画法の中のことになっておりますが、多分、富松委員は農業振興法の関係だろうと思います。その点ちょっと確認させていただきたいと思います。

どちらですか。

じゃ都市計画法は、多分ご答弁されたとおりと思いますが、農業振興法の関係は、これはこの市段階では、今の法律では県知事の認可になっておりますから、ご答弁のような状況ではないと思っております。厳しい規制がっております。

どんなふうですかね。答弁の内容、ちょっと確認させてください。重要な項目で合併の云々まで言われておりますから、きちんと確認しておきます。

議長（江藤守國君） それは次回に調整しましょうかね。

事務局（稲益） 私の方から、事情だけは先に聞いて、そして今の制度についてはご説明をさせていただいておきたいと思ひます。

議長（江藤守國君） はい。じゃそういうことで、よろしくお願ひします。

それでは先ほど事務局から説明がありましたスケジュールの調整、それから11月17日の管内視察については、ご参加のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにございませんでしょうか。

今日は本当に長時間にわたりましてご審議をいただきまして、本当にありがとうございました。委員の皆さん方、ありがとうございました。よろしくお願いします。(拍手)

(午後6時52分 閉会)

久留米広域合併協議会の会議の運営に関する規程第6条第2項により署名する。

議長 江藤 守國

委員 中島 宏輔

委員 寺島 廣記